

# 二戸市防災計画(本編)

## 新旧対照表

二戸市 防災対策室

二戸市地域防災計画の一部修正の新旧対照表

現 行			改 正 案		
目 次			目 次		
第 1 章 総 則			第 1 章 総 則		
第 1 節	計画の目的	1	第 1 節	計画の目的	1
第 2 節	市民の責務	2	第 2 節	市民の責務	2
第 3 節	他の計画及び他の法令に基づく計画との関係	3	第 3 節	他の計画及び他の法令に基づく計画との関係	3
第 3 節の 2	災害時における個人情報の取り扱い	3	第 3 節の 2	災害時における個人情報の取り扱い	3
第 4 節	二戸市防災会議	4	第 4 節	二戸市防災会議	4
第 5 節	防災関係機関の責務及び業務の大綱	7	第 5 節	防災関係機関の責務及び業務の大綱	7
第 6 節	二戸市の概況	12	第 6 節	二戸市の概況	12
第 7 節	災害の想定	14	第 7 節	災害の想定	14
第 8 節	計画の修正	17	第 8 節	計画の修正	17
第 9 節	防災対策の推進方向	18	第 9 節	防災対策の推進方向	18
第 2 章 災害予防計画			第 2 章 災害予防計画		
第 1 節	防災知識の普及計画	51	第 1 節	防災知識の普及計画	51
第 2 節	地域防災活動活性化計画	53	第 2 節	地域防災活動活性化計画	53
第 3 節	防災訓練計画	55	第 3 節	防災訓練計画	55
第 4 節	気象業務整備計画	57	第 4 節	気象業務整備計画	57
第 4 節の 2	通信確保計画	60	第 4 節の 2	通信確保計画	60
第 5 節	避難対策計画	61	第 5 節	避難対策計画	61
第 6 節	要配慮者の安全確保計画	68	第 6 節	要配慮者の安全確保計画	68
第 6 節の 2	食料・生活必需品等の備蓄計画	70	第 6 節の 2	食料・生活必需品等の備蓄計画	70
第 7 節	孤立化対策計画	71	第 7 節	孤立化対策計画	71
第 8 節	防災施設等整備計画	73	第 8 節	防災施設等整備計画	73
第 9 節	建築物等安全確保計画	74	第 9 節	建築物等安全確保計画	74
第 10 節	交通施設安全確保計画	76	第 10 節	交通施設安全確保計画	76
第 11 節	ライフライン施設等安全確保計画	77	第 11 節	ライフライン施設等安全確保計画	77
第 12 節	危険物施設等安全確保計画	82	第 12 節	危険物施設等安全確保計画	82
第 13 節	火災予防計画	84	第 13 節	火災予防計画	84
第 14 節	風水害予防計画	87	第 14 節	風水害予防計画	87

第15節	土砂災害予防計画	90
第16節	林野火災予防計画	93
第17節	雪害予防計画	95
第18節	農業災害予防計画	97
第19節	防災ボランティア育成計画	99
第20節	事業継続対策計画	101
第21節	原子力災害予防対策計画	102

### 第3章 災害応急対策計画

第1節	活動体制計画	105
第2節	気象予報・警報等の伝達計画	124
第3節	通信情報計画	140
第4節	情報の収集・伝達計画	143
第5節	広報広聴計画	154
第6節	交通確保・輸送計画	159
第7節	消防活動計画	167
第8節	水防活動計画	173
第9節	県、市町村等応援協力計画	174
第10節	自衛隊災害派遣要請計画	182
第11節	防災ボランティア活動計画	187
第12節	義援物資、義援金の受付け・配分計画	190
第13節	災害救助法の適用計画	192
第14節	避難・救出計画	195
第15節	医療・保健計画	207
第16節	食料、生活必需品等供給計画	215
第17節	削除	219
第18節	給水計画	220
第19節	応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画	224
第20節	感染症予防計画	228
第21節	廃棄物処理・障害物除去計画	232
第22節	行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画	238
第23節	応急対策要員確保計画	242
第24節	文教対策計画	245
第25節	農畜産物応急対策計画	250
第26節	公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画	253
第27節	ライフライン施設応急対策計画	257

第15節	土砂災害予防計画	90
第16節	林野火災予防計画	93
第17節	雪害予防計画	95
第18節	農業災害予防計画	97
第19節	防災ボランティア育成計画	99
第20節	事業継続対策計画	101
第21節	原子力災害予防対策計画	102

### 第3章 災害応急対策計画

第1節	活動体制計画	151
第2節	気象予報・警報等の伝達計画	170
第3節	通信情報計画	186
第4節	情報の収集・伝達計画	189
第5節	広報広聴計画	200
第6節	交通確保・輸送計画	205
第7節	消防活動計画	213
第8節	水防活動計画	219
第9節	県、市町村等応援協力計画	220
第10節	自衛隊災害派遣要請計画	224
第11節	防災ボランティア活動計画	229
第12節	義援物資、義援金の受付け・配分計画	232
第13節	災害救助法の適用計画	234
第14節	避難・救出計画	237
第15節	医療・保健計画	250
第16節	食料、生活必需品等供給計画	259
第17節	削除	263
第18節	給水計画	264
第19節	応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画	268
第20節	感染症予防計画	272
第21節	廃棄物処理・障害物除去計画	276
第22節	行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画	282
第23節	応急対策要員確保計画	286
第24節	文教対策計画	289
第25節	農畜産物応急対策計画	294
第26節	公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画	297
第27節	ライフライン施設応急対策計画	301

第 28 節	危険物施設等応急対策計画	268
第 29 節	林野火災応急対策計画	270
第 30 節	防災ヘリコプター活動計画	276
第 31 節	原子力災害応急対策計画	278
第 32 節	広域防災拠点活動計画	283

#### 第 4 章 災害復旧・復興計画

第 1 節	公共施設等の災害復旧計画	301
第 2 節	生活の安定確保計画	304
第 3 節	復興計画の策定	310
第 4 節	原子力災害復旧計画	312

震災対策編

資料編

様式編

第 28 節	危険物施設等応急対策計画	312
第 29 節	林野火災応急対策計画	314
第 30 節	防災ヘリコプター活動計画	320
第 31 節	原子力災害応急対策計画	322
第 32 節	広域防災拠点活動計画	327

#### 第 4 章 災害復旧・復興計画

第 1 節	公共施設等の災害復旧計画	351
第 2 節	生活の安定確保計画	354
第 3 節	復興計画の策定	360
第 4 節	原子力災害復旧計画	362

震災対策編

資料編

様式編

第1章 総 則

第4節 二戸市防災会議

第1 (略)

第2 組 織  
(略)

職 名	区 分	防 災 関 係 機 関
(略)		
〃	〃	二戸市婦人防火クラブ連絡協議会
(略)		

第3 (略)

第1章 総 則

第4節 二戸市防災会議

第1 (略)

第2 組 織  
(略)

職 名	区 分	防 災 関 係 機 関
(略)		
〃	〃	二戸市婦人防火クラブ連絡協議会
<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>二戸市防災士連絡協議会</u>
(略)		

第3 (略)

第5節 防災関係機関の責務及び業務の大綱

第1 防災関係機関の責務

1～5 (略)

第2 (略)

第5節 防災関係機関の責務及び業務の大綱

第1 防災関係機関の責務

防災関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

1～5 (略)

第2 (略)

## 第2章 災害予防計画

### 第1節 防災知識の普及計画

第1 (略)

第2 防災知識の普及

1、2 (略)

3 (略)

(1) (略)

(2) (略)

ア (略)

イ 気象警報、避難指示等の意味及び内容

ウ 平常時における心得

① 避難場所、避難道路等を確認する。

②～⑥ (略)

エ～ケ (略)

(3) (略)

4、5 (略)

## 第2章 災害予防計画

### 第1節 防災知識の普及計画

第1 (略)

第2 防災知識の普及

1、2 (略)

3 (略)

(1) (略)

(2) (略)

ア (略)

イ 気象警報、避難勧告等の意味及び内容

ウ 平常時における心得

① 地域の危険箇所や避難場所、避難道路等を確認する。

②～⑥ (略)

⑦ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを行う。

エ～ケ (略)

(3) (略)

4、5 (略)

第2節 地域防災活動活性化計画

第1 (略)

第2 (略)

(1) (略)

(2) (略)

ア (略)

(ア) 平常時の活動

○ (略)

○ (略)

○ (略)

○ (略)

○ (略)

(イ) (略)

第3～4 (略)

第2節 地域防災活動活性化計画

第1 (略)

第2 (略)

(1) (略)

(2) (略)

ア (略)

(ア) 平常時の活動

○ (略)

○ (略)

○ (略)

○ (略)

○ (略)

○ 地域の危険箇所や避難場所等の把握、発災時における地域内での連絡体制の構築

(イ) (略)

第3～4 (略)

### 第3節 防災訓練計画

第1 (略)

第2 実施要領

1 (略)

2 (略)

(略)

(1)～(4) (略)

(5) 要配慮者を対象とした訓練の実施

医療施設、福祉施設等における入所者の避難、誘導など、要配慮者を対象とした訓練を実施する。

(6)～(9) (略)

### 第3節 防災訓練計画

第1 (略)

第2 実施要領

1 (略)

2 (略)

(略)

(1)～(4) (略)

(5) 要配慮者を対象とした訓練の実施

医療施設、福祉施設等における入所者の避難、誘導など、要配慮者を対象とした訓練を、地域の自治会、自主防災組織、消防団等と連携して実施する。

(6)～(9) (略)

第4節 気象業務整備計画

- 第1 (略)  
 第2 気象業務の実施体制の整備  
 1 (略)  
 2 (略)  
 (略)

(1)～(2) (略)

(3) 地域気象観測システム (アメダス)

施設名	箇所数	備考
地域気象観測所	(略)	ア (略) イ 箇所数には気象官署 <sup>2</sup> 、特別地域気象観測所 <sup>2</sup> 、航空気象観測所 <sup>1</sup> 、臨時地域気象観測所 <sup>2</sup> を含む。
(略)		

(4) 地震・津波観測施設施設

(略)
-----

(気象庁以外の機関が設置している主な観測施設)

施設等名	箇所数	設置機関
(略)		
(略)		
<u>G P S</u> 連続観測システム	(略) (略) (略) 駿朝場GPS観測局 1	(略)
(略)		

(5) 火山観測業務の整備

ア 仙台管区気象台及び盛岡地方気象台は、岩手山、秋田駒ヶ岳、栗駒山及び八幡平の4火山を対象に、計画的に火山機動観測（調査観測）を実施する。

イ 気象庁は、噴火など異常な火山現象が発生した場合は、その実態を緊急に把握するため、火山機動観測（緊急観測）を実施する。

第4節 気象業務整備計画

- 第1 (略)  
 第2 気象業務の実施体制の整備  
 1 (略)  
 2 (略)  
 (略)

(1)～(2) (略)

(3) 地域気象観測システム (アメダス)

施設名	箇所数	備考
地域気象観測所	(略)	ア (略) イ 箇所数には気象官署 <sup>1</sup> 、特別地域気象観測所 <sup>2</sup> 、航空気象観測所 <sup>1</sup> 、臨時地域気象観測所 <sup>2</sup> を含む。
(略)		

(4) 地震・津波観測施設施設

(略)
-----

(気象庁以外の機関が設置している主な観測施設)

施設等名	箇所数	設置機関
(略)		
(略)		
<u>G N S S</u> 連続観測システム	(略) (略) (略) 駿朝場G N S S 観測局 1	(略)
(略)		

(5) 火山観測施設

施設名	箇所数	設置場所
<u>岩手山火山観測点</u>	<u>8</u>	<u>馬返し（地震計、空振計、傾斜計）、八合目小屋（地震計）、滝ノ上温泉（地震計）、黒倉山西（地震計）、赤倉岳北（傾斜計）、柳沢（G N S S）、柏台（監視カメラ）、黒倉山（監視カメラ）</u>
<u>秋田駒ヶ岳火山観測点</u>	<u>4</u>	<u>八合目駐車場（地震計、空振計、傾斜計）、田沢湖高原温泉東（地震計）、姿見ノ池西（地震計、傾斜計）、田沢湖高原温泉</u>

(6) (略)  
第3、4 (略)

		<u>(G N S S) (いずれも秋田県側)</u>
<u>栗駒山火山 観測点</u>	<u>5</u>	<u>耕英 (地震計、空振計、傾斜計)、地獄釜北 (地震計)、須川 (傾斜計)、大柳 (監視カメラ)、展望岩頭 (監視カメラ) (耕 英及び大柳は宮城県側)</u>

(6) (略)  
第3、4 (略)

## 第5節 避難対策計画

第1 (略)

第2 避難計画の作成

1 市の避難計画

(1) (略)

ア 避難準備情報(一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に対して早めの段階で避難行動を開始することを求めるもの)、避難勧告、避難指示の基準及び伝達方法

イ～ケ (略)

(2) (略)

(3) 市は、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を参考に避難準備情報、避難勧告及び避難指示(以下「避難勧告等」という。)の具体的な発令基準を策定し、二戸市地域防災計画に明記するとともに、その内容について避難計画とあわせて住民に周知する。また、災害が発生する危険性が高くなっている地域に対して、避難勧告等を適切に発令することができるよう、具体的な避難勧告等の発令範囲についてもあらかじめ設定するよう努める。

「資料編 3-14-1 避難勧告等の発令基準」

(4)～(8) (略)

(9) 市は、避難計画の周知を行うため、防災訓練の実施及びハザードマップ(防災マップ)等の作成・配布等を行うよう努める。

2、3 (略)

第3 避難場所等の整備等

1 避難場所等の整備

(1)～(3) (略)

2 (略)

3 避難場所等の環境整備

(略)

(略)

## 第5節 避難対策計画

第1 (略)

第2 避難計画の作成

1 市の避難計画

(1) (略)

ア 避難準備・高齢者等避難開始(一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に対して避難行動を開始することを求めるもの)、避難勧告、避難指示(緊急)の発令基準、発令区域・タイミング及び伝達方法

イ～ケ (略)

(2) 避難計画の作成に当たっては、台風等による河川の洪水等の水害と土砂災害との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

(3) (略)

(4) 市は、「避難勧告等に関するガイドライン」を参考に避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示(緊急)(以下「避難勧告等」という。)の具体的な発令基準を策定し、二戸市地域防災計画に明記するとともに、その内容について避難計画とあわせて住民に周知する。また、災害が発生する危険性が高くなっている地域に対して、避難勧告等を適切に発令することができるよう、具体的な避難勧告等の発令範囲についてもあらかじめ設定するよう努める。

「資料編 3-14-1 避難勧告等の発令基準」

(5)～(9) (略)

(10) 市は、避難計画の周知を行うため、防災訓練の実施及びハザードマップ(防災マップ)等の作成・配布等を行うよう努める。なお、ハザードマップ等の作成・更新に当たっては、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努め、住民等の参加も考慮する。

2、3 (略)

第3 避難場所等の整備等

1 避難場所等の整備

(1)～(3) (略)

(4) 市は、必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

2 (略)

3 避難場所等の環境整備

(1) (略)

(略)

(2) 市は、避難場所への誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であることを明示するよう努める。

第4 避難所の運営体制等の整備

市は、避難所を円滑に設置し、及び運営するため、あらかじめ避難所の設置及び運営に係るマニュアル等を作成するとともに、その内容について住民への普及啓発に努める。

第5 (略)

第6 避難に関する広報

(略)

避難場所等に関する事項	ア イ (略)
避難行動に関する事項	<u>ア</u> 平常時における避難の心得 <u>イ</u> 避難勧告等の伝達方法 <u>ウ</u> 避難の方法 <u>エ</u> 避難後の心得
(略)	

第7 (略)

第4 避難所の運営体制等の整備

市は、避難所を円滑に設置し、及び運営するため、あらかじめ避難所の設置及び運営に係るマニュアル等の作成、訓練を通じて、その内容について住民への普及啓発に努める。この際、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。

第5 (略)

第6 避難に関する広報

(略)

避難場所等に関する事項	ア イ (略) <u>ウ 災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方</u>
避難行動に関する事項	<u>ア</u> 平常時における避難の心得 <u>イ 避難勧告等の用語の意味</u> <u>ウ</u> 避難勧告等の伝達方法 <u>エ</u> 避難の方法 <u>オ</u> 避難後の心得
(略)	

第7 (略)

## 第6節 要配慮者の安全確保計画

第1 (略)

第2 実施要領

1 (略)

2 災害情報等の伝達体制の整備

(1) 避難行動要支援者の避難支援は自助・地域（近隣）の共助を基本とし、市は、避難行動要支援者への避難支援対策に対応した避難準備（避難行動要支援者等避難）情報を発令するとともに、消防団や自主防災組織等を通じ、避難行動要支援者及び避難支援者までの迅速・確実な伝達体制の整備を行う。

(2)～(4) (略)

3～8 (略)

## 第6節 要配慮者の安全確保計画

第1 (略)

第2 実施要領

1 (略)

2 災害情報等の伝達体制の整備

(1) 避難行動要支援者の避難支援は自助・地域（近隣）の共助を基本とし、市は、避難行動要支援者への避難支援対策に対応した避難準備・高齢者等避難開始を発令するとともに、消防団や自主防災組織等を通じ、避難行動要支援者及び避難支援者までの迅速・確実な伝達体制の整備を行う。

(2)～(4) (略)

(5) 市は、要配慮者利用施設の管理者に対し、避難勧告等を確実に伝えるための情報伝達体制を整備する。

3～8 (略)

第6節の2 食料・生活必需品等の備蓄計画

第1 (略)

第2 市の役割

- 1 物資の備蓄計画（品目、数量、配置場所）を定めるものとし、計画を定める場合にあつては、要配慮者に配慮する。

2～5 (略)

第3 (略)

第6節の2 食料・生活必需品等の備蓄計画

第1 (略)

第2 市の役割

- 1 物資の備蓄計画（品目、数量、配置場所）を定めるものとし、計画を定める場合にあつては、高齢者、障がい者、難病患者、食物アレルギーを有する者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者に配慮する。

2～5 (略)

第3 (略)

第 11 節 ライフライン施設等安全確保計画

第 1 (略)

第 2 電力施設

(略)

1 施設の整備

(1)、(2) (略)

(3) 雪害対策

(略)	
送電設備	ア (略) イ 降雪期前に樹木の伐採を行うとともに、気象通報等により雪害を 予知した場合は、系統切替により、災害の防止又は拡大防止に努め る。
(略)	

(4) 雷害対策

送電設備	ア、イ (略) ウ 気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替により、災害 の防止又は拡大防止に努める。
(略)	
(略)	

第 3～5 (略)

第 11 節 ライフライン施設等安全確保計画

第 1 (略)

第 2 電力施設

(略)

1 施設の整備

(1)、(2) (略)

(3) 雪害対策

(略)	
送電設備	ア (略) イ 降雪期前に樹木の伐採を行うとともに、 <b>電力</b> 気象通報等により雪 害を予知した場合は、系統切替により、災害の防止又は拡大防止に 努める。
(略)	

(4) 雷害対策

送電設備	ア、イ (略) ウ <b>電力</b> 気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替により、 災害の防止又は拡大防止に努める。
(略)	
(略)	

第 3～5 (略)

## 第14節 風水害予防計画

第1～5 (略)

第6 浸水想定区域の公表及び周知

1 市は、国土交通省及び県が、水位情報周知河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定した内容、想定される水深及び浸水継続時間等の通知を受ける。

2～5 (略)

第7 風害予防の普及啓発

市その他の防災関係機関は、頻発する竜巻災害等を踏まえ、風害対策やその知識の普及啓発を図る。

## 第14節 風水害予防計画

第1～5 (略)

第6 浸水想定区域の公表及び周知

1 市は、国土交通省及び県が、想定し得る最大規模の降雨により水位周知河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定した内容、想定される水深及び浸水継続時間等の通知を受ける。

2～5 (略)

第7 風害予防の普及啓発

市その他の防災関係機関は、暴風や竜巻等突風による災害等を踏まえ、風害対策やその知識の普及啓発を図る。

第 15 節 土砂災害予防計画

第 1 (略)

第 2 土地崩壊危険個所の状況

1～5 (略)

第 3～5 (略)

第 6 土砂災害警戒情報の発表

1 目的及び発表機関

- 大雨警報又は大雨特別警報の発表がされている場合において、大雨による土砂災害の発生の危険度が高まったときに、市長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。

2 (略)

3 発表・解除基準

(1) 発表基準

大雨警報又は大雨特別警報の発表がされている場合において、気象庁が作成する降雨予測に基づく値が 5 km メッシュごとの監視基準（土砂災害発生避難基準線）に達したときに、県と盛岡地方気象台は、協議の上、そのメッシュを含む市町村単位で土砂災害警戒情報を発表する。

ただし、地震等により現状の基準を見直す必要がある場合は、県と盛岡地方気象台は、基準の見直しについて協議するものとする。

(2) 解除基準

解除基準は、監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想される時とする。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず監視基準を下回らない場合は、土壌雨量指数の状況等を鑑み、県と盛岡地方気象台が協議のうえ解除できるものとする。

4 (略)

5 情報の伝達体制

○ (略)

○ 気象台は、気象業務法第 15 条により大雨警報を県に伝達することが義務付けられている。土砂災害警戒情報は大雨警報を解説する気象情報のひとつとして関係機関に伝達し、伝達系統は大雨警報と同様の経路で行う。

○ (略)

6 避難勧告等のための情報提供

○ (略)

土砂災害警戒情報の補足情報

危険度	表示	状況及び行動の目安
避難準備	黄	3 時間以内に土砂災害発生の基準値を超えるおそれがある場合。

第 15 節 土砂災害予防計画

第 1 (略)

第 2 土地崩壊危険個所の状況

1～5 (略)

6 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の状況は、(資料編 2-15-6)のとおりである。

第 3～5 (略)

第 6 土砂災害警戒情報の発表

1 目的及び発表機関

- 大雨警報又は大雨特別警報が発表されている場合において、大雨による土砂災害の発生の危険度が高まったときに、市長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。

2 (略)

3 発表・解除基準

(1) 発表基準

大雨警報又は大雨特別警報が発表されている場合において、気象庁が作成する降雨予測に基づく値が 5 km メッシュごとの監視基準（土砂災害発生避難基準線）に達したときに、県と盛岡地方気象台は協議の上、そのメッシュを含む市町村単位で土砂災害警戒情報を発表する。

また、地震等により地盤が脆弱になっている可能性が高くなり、土砂災害の危険性が現状よりも高いと考えられる場合は、発表基準を引き下げる。

(2) 解除基準

監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想される時に解除する。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず監視基準を下回らない場合は、土壌雨量指数の状況等を鑑み、解除できるものとする。

4 (略)

5 情報の伝達体制

○ (略)

○ 気象台は、気象業務法第 15 条により大雨警報（土砂災害）を県に通知することが義務付けられている。土砂災害警戒情報は大雨警報（土砂災害）を解説する気象情報のひとつとして関係機関に伝達し、伝達系統は大雨警報と同様の経路で行う。

○ (略)

6 避難勧告等のための情報提供

○ (略)

土砂災害警戒情報の補足情報

危険度	表示	状況及び行動の目安
避難準備・高	黄	3 時間以内に土砂災害発生の基準値を超えるおそれがある場合。

要		( <u>避難準備</u> の検討が必要な状況)
(略)		
<u>避難指示</u> 検討要	赤	既に土砂災害発生の基準値を超えている場合。 ( <u>避難指示</u> の検討が必要な状況)

※ (略)  
第7 (略)

<u>高齢者等避難開始</u> 検討要		( <u>避難準備</u> ・ <u>高齢者等避難開始</u> の検討が必要な状況)
(略)		
<u>避難指示(緊急)</u> 検討要	赤	既に土砂災害発生の基準値を超えている場合。 ( <u>避難指示(緊急)</u> の検討が必要な状況)

※ (略)  
第7 (略)

第 16 節 林野火災予防計画

第 1 (略)

第 2 林野火災防止対策の推進

1～4 (略)

5 各関係機関別の実施事項

機 関	実施事項
盛岡地方气象台	ア 強風注意報、乾燥注意報・火災気象通報等気象情報の迅速な伝達と周知徹底
(略)	

第 16 節 林野火災予防計画

第 1 (略)

第 2 林野火災防止対策の推進

1～4 (略)

5 各関係機関別の実施事項

機 関	実施事項
盛岡地方气象台	ア 暴風警報・強風注意報、乾燥注意報・火災気象通報等気象情報の迅速な伝達と周知徹底
(略)	

第 18 節 農業災害予防計画

第 1 (略)

第 2 予防対策

1 気象災害を最小限に防止することに重点を置き、次の対策を実施する。

(略)	
凍霜害防止対策	ア 注意報の早期伝達 イ、ウ (略)
(略)	

2 (略)

第 18 節 農業災害予防計画

第 1 (略)

第 2 予防対策

1 気象災害を最小限に防止することに重点を置き、次の対策を実施する。

(略)	
凍霜害防止対策	ア <u>低温注意報、霜注意報等</u> の早期伝達 イ、ウ (略)
(略)	

2 (略)

### 第3章 災害応急対策計画

#### 第1節 活動体制計画

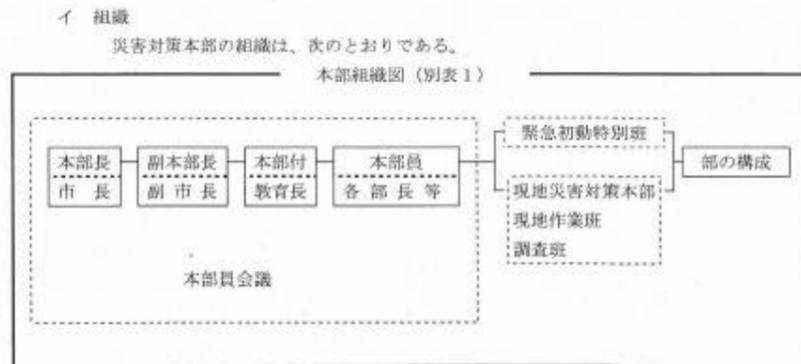
##### 第1 基本計画

- 1 (略)
- 2 職員の動員計画においては、夜間、休日等の勤務時間外における災害の発生に当たっても、職員を確保できるよう配慮する。
- 3～6 (略)

##### 第2 市の活動体制

- (略)
- 1 (略)
  - 2 災害対策本部
    - (1) (略)
    - (2) ア (略)

##### イ 組織 (略)



### 第3章 災害応急対策計画

#### 第1節 活動体制計画

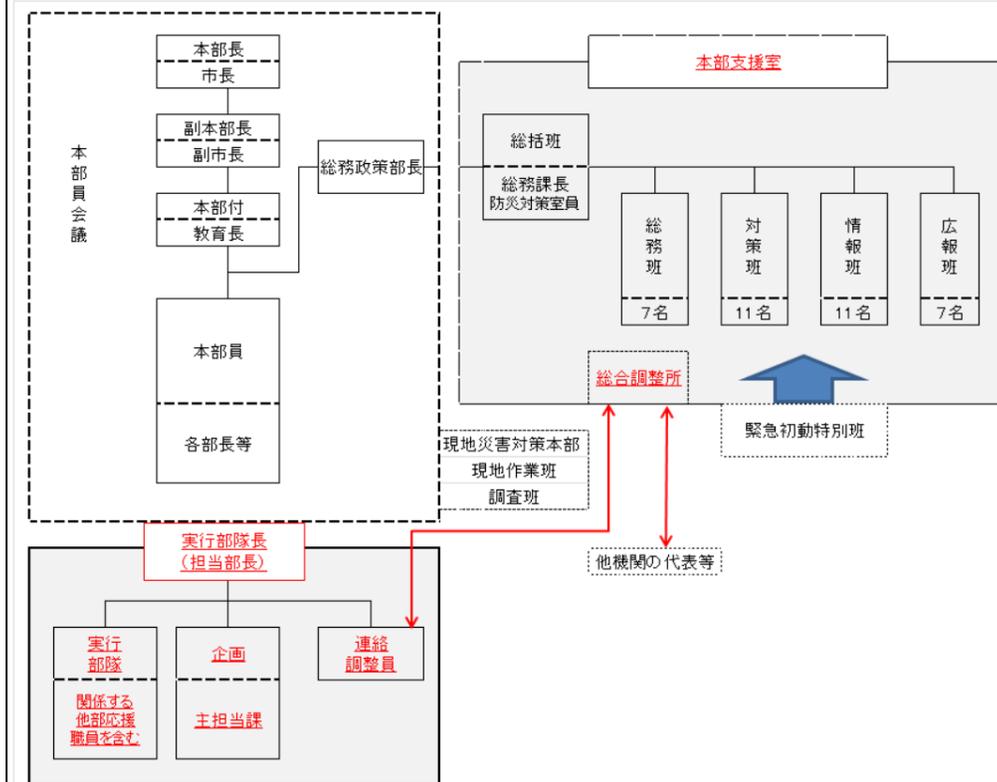
##### 第1 基本計画

- 1 (略)
- 2 職員の動員計画においては、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、夜間、休日等の勤務時間外における災害の発生に当たっても、職員を確保できるよう配慮する。
- 3～6 (略)

##### 第2 市の活動体制

- (略)
- 1 (略)
  - 2 災害対策本部
    - (1) (略)
    - (2) ア (略)

##### イ 組織 (略)



- (ア) (略)
- (イ) 部
  - (略)
  - 本部には、本部長の命令の伝達、各部間の連絡調整及び情報収集を行うため、各部長が当該部内の職員のうちから指名する本部連絡員を置く。
- (ウ) ～ (エ) (略)
- (オ) 緊急初動特別班
  - (略)
  - (略)
  - (略)

○ 緊急初動特別班の班員は、総務政策部長直属の組織とし、その構成及び事務分掌は、次のとおりとする。

班名	分掌事務
総務班	(1) 災害対策本部の設置及び運営 (2) 本部員会議及び本部連絡員会議の開催 (3) 本部長の指令等の伝達 (4) 県、地方支部その他の防災関係機関との連絡調整
対策班	(1) 市本部の実施する災害応急対策の総括 (2) 自衛隊の災害派遣要請及び受け入れ、調整 (3) 各部の実施する災害応急対策の調整 (4) 市民からの要請の処理 (5) 災害応急対策の実施に係る地方支部、防災関係機関、各種団体及び市民に対する指示、協力要請及び連絡調整
情報班	(1) 市における被害状況、応急対策の実施状況等の情報収集及び県に対する報告 (2) 気象状況、交通状況、道路情報、市民の動向等の情報収集・伝達
広報班	(1) 報道機関に対する災害情報の発表 (2) 放送事業者（テレビ、ラジオ）に対する放送要請 (3) 災害応急対策に関する広報

- (略)
- (略)

- (ア) (略)
- (イ) 部 (実行部隊)
  - (略)
  - 本部支援室には、本部長の命令の伝達、各部間の連絡調整及び情報収集を行うため、各部長が当該部内の職員のうちから指名する本部連絡員を置く。
- (ウ) ～ (エ) (略)
- (オ) 緊急初動特別班
  - (略)
  - (略)
  - (略)
  - (略)
  - (略)

(カ) 本部支援班

- 市本部長は、本部長を補佐し、各部等の総合調整、関係機関との連絡調整、災害応急対策等を円滑に行うための本部支援班を設置する。
- 本部支援班の班員は緊急初動特別班の班員を充てるものとし、総務政策部長直属の組織とし、その構成及び事務分掌は、次のとおりとする。

班名	分掌事務
<u>総括班</u> <u>【指揮・統制】</u>	<u>(1) 市災害対策本部支援室の指揮・総括</u> <u>(2) 本部長の重要な意志決定に係る補佐</u> <u>(3) 本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示</u> <u>(4) 通信回線や通信機器の確保</u>
総務班 <u>【ロジスティック・受援】</u>	(1) 災害対策本部の設置及び運営 (2) 本部員会議及び本部連絡員会議の開催 (3) 本部長の指令等の伝達 (4) 県、地方支部その他の防災関係機関との連絡調整
対策班 <u>【連絡調整】</u>	(1) 市本部の実施する災害応急対策の総括 (2) 自衛隊の災害派遣要請及び受け入れ、調整 (3) 各部の実施する災害応急対策の調整 (4) 市民からの要請の処理 (5) 災害応急対策の実施に係る地方支部、防災関係機関、各種団体及び市民に対する指示、協力要請及び連絡調整
情報班 <u>【情報収集】</u>	(1) 市における被害状況、応急対策の実施状況等の情報収集及び県に対する報告 (2) 気象状況、交通状況、道路情報、市民の動向等の情報収集・伝達
広報班 <u>【広報】</u>	(1) 報道機関に対する災害情報の発表 (2) 放送事業者（テレビ、ラジオ）に対する放送要請 (3) 災害応急対策に関する広報

(カ) 調査班

(略)

ウ 分掌事務

(ア)、(イ) (略)

区 分	活 動 項 目
(略)	1 2 (略)
3 避難対策	避難勧告、 <u>指示</u> 及び避難誘導の準備
4 5 (略)	
(略)	1～4 (略)
5 避難対策	(1) 避難勧告、避難 <u>指示</u> 、避難誘導 (2) <u>避難準備情報</u> 、避難勧告、避難 <u>指示</u> の放送要請 (3)、(4) (略)
6～21 (略)	

エ (略)

(3)～(5) (略)

第3 職員等の動員配備体制

1 配備体制

(1)～(3) (略)

2～4 (略)

第4、5 (略)

別表1 別添のとおり修正

別表3 別添のとおり修正

別表4 別添のとおり修正

(キ) 調査班

(略)

ウ 分掌事務

(ア)、(イ) (略)

区 分	活 動 項 目
(略)	1 2 (略)
3 避難対策	避難勧告、 <u>避難指示(緊急)</u> 及び避難誘導の準備
4 5 (略)	
(略)	1～4 (略)
5 避難対策	(1) 避難勧告、避難 <u>指示(緊急)</u> 、避難誘導 (2) <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> 、避難勧告、避難 <u>指示(緊急)</u> の放送要請 (3)、(4) (略)
6～21 (略)	

エ (略)

(3)～(5) (略)

第3 職員等の動員配備体制

1 配備体制

(1)～(3) (略)

(4) 設置基準、配備体制の種別及び基準は、県計画に準ずるものとする。特に、台風等、災害の発生が予測される場合には、災害発生前であっても、災害応急対策を実施するための全庁的な体制に移行する。

(5) 市は、本部長を補佐し、各部等の総合調整、関係機関との連絡調整、災害応急対策等を円滑に行うための組織を設置する。

2～4 (略)

第4、5 (略)

別表1 別添のとおり修正

別表3 別添のとおり修正

別表4 別添のとおり修正

別表1 二戸市災害対策本部組織図

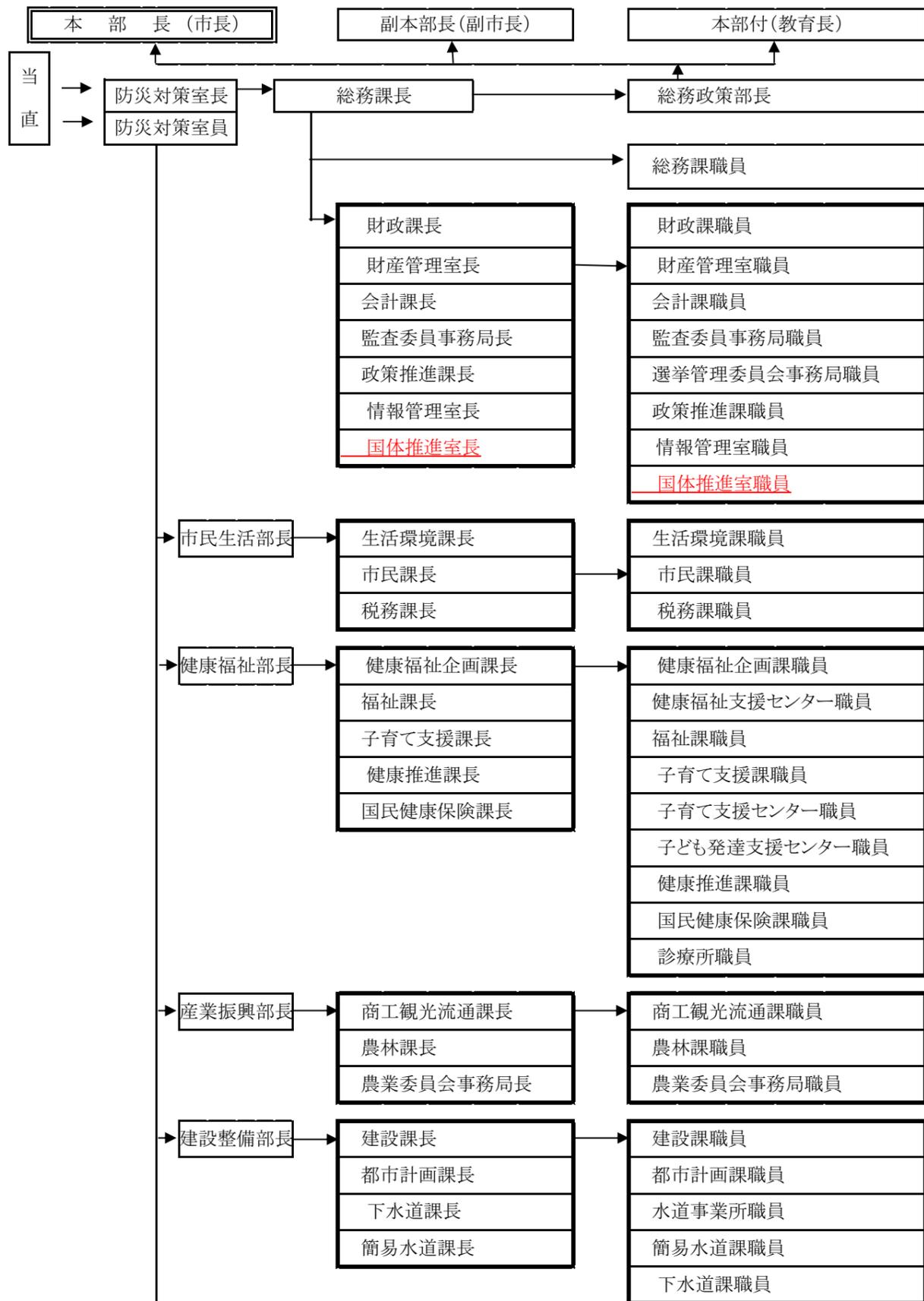
本部長	市長				
副本部長	副市長	本部付	教育長		
総務政策部 部長 総務政策部長 副部長 議会事務局長	総務班	班長 総務課長 副班長 財産管理室長	班員 総務課職員 財産管理室職員	班員	班員
	防災班	班長 政策推進課長 副班長 監査委員事務局長 " 防災対策室長	班員 政策推進課職員 監査委員事務局職員 防災対策室職員 選挙管理委員会事務局職員		
	財務班	班長 財政課長 副班長 会計課長	班員 財政課職員 会計課職員		
	広報班	班長 議会事務局長 副班長 情報管理室長 " 国体推進室長	班員 議会事務局職員 情報管理室職員 国体推進室職員		
市民生活部 部長 市民生活部長	環境班	班長 生活環境課長 副班長 市民課長 " 税務課長	班員 生活環境課職員 市民課職員 税務課職員	班員	班員
	福祉班	班長 健康福祉企画課長 副班長 福祉課長 " 子育て支援課長	班員 健康福祉企画課職員 福祉課職員 子育て支援課職員 子育て支援センター職員 子ども発達支援センター職員		
健康福祉部 部長 健康福祉部長	保健班	班長 健康推進課長 副班長 国民健康保険課長 " 健康福祉支援センター所長	班員 健康推進課職員 健康福祉支援センター職員 国民健康保険課職員 診療所職員	班員	班員
	農林班	班長 農林課長 副班長 農業委員会事務局長	班員 農林課職員 農業委員会事務局職員		
産業振興部 部長 産業振興部長	商工班	班長 商工観光流通課長	班員 商工観光流通課職員	班員	班員
	建設班	班長 建設課長 副班長 都市計画課長	班員 建設課職員 都市計画課職員		
建設整備部 部長 建設整備部長	水道班	班長 下水道課長 副班長 簡易水道課長	班員 水道事業所職員 簡易水道課職員 下水道課職員	班員	班員
	教育班	班長 教育企画課長 副班長 生涯学習課長 " 文化財課長 " 学校給食センター所長	班員 教育企画課職員 生涯学習課職員 文化財課職員 学校給食センター職員 シビックセンター職員 図書館職員 浄法寺文化交流センター職員		
浄法寺総合支所 部長 総合支所長	総合支所班	班長 総合支所市民課長 副班長 総合支所地域課長 " 漆産業課長	班員 総合支所市民課職員 総合支所地域課職員 漆産業課職員	班員	班員

別表1 二戸市災害対策本部組織図

本部長	市長				
副本部長	副市長	本部付	教育長		
総務政策部 部長 総務政策部長 副部長 議会事務局長	総務班	班長 総務課長 副班長 財産管理室長	班員 総務課職員 財産管理室職員	班員	班員
	防災班	班長 政策推進課長 副班長 監査委員事務局長 " 防災対策室長	班員 政策推進課職員 監査委員事務局職員 防災対策室職員 選挙管理委員会事務局職員		
	財務班	班長 財政課長 副班長 会計課長	班員 財政課職員 会計課職員		
	広報班	班長 議会事務局長 副班長 情報管理室長 " 国体推進室長	班員 議会事務局職員 情報管理室職員 国体推進室職員		
市民生活部 部長 市民生活部長	環境班	班長 生活環境課長 副班長 市民課長 " 税務課長	班員 生活環境課職員 市民課職員 税務課職員	班員	班員
	福祉班	班長 健康福祉企画課長 副班長 福祉課長 " 子育て支援課長	班員 健康福祉企画課職員 福祉課職員 子育て支援課職員 子育て支援センター職員 子ども発達支援センター職員		
健康福祉部 部長 健康福祉部長	保健班	班長 健康推進課長 副班長 国民健康保険課長 " 健康福祉支援センター所長	班員 健康推進課職員 健康福祉支援センター職員 国民健康保険課職員 診療所職員	班員	班員
	農林班	班長 農林課長 副班長 農業委員会事務局長	班員 農林課職員 農業委員会事務局職員		
産業振興部 部長 産業振興部長	商工班	班長 商工観光流通課長	班員 商工観光流通課職員	班員	班員
	建設班	班長 都市計画課長 副班長 建設課長	班員 都市計画課職員 建設課職員		
建設整備部 部長 建設整備部長	水道班	班長 簡易水道課長 副班長 下水道課長	班員 水道事業所職員 簡易水道課職員 下水道課職員	班員	班員
	教育班	班長 教育企画課長 副班長 生涯学習課長 " 文化財課長 " 学校給食センター所長	班員 教育企画課職員 生涯学習課職員 文化財課職員 学校給食センター職員 図書館職員 浄法寺文化交流センター職員		
浄法寺総合支所 部長 総合支所長	総合支所班	班長 漆産業課長 副班長 総合支所市民課長 " 総合支所地域課長	班員 漆産業課職員 総合支所市民課職員 総合支所地域課職員	班員	班員

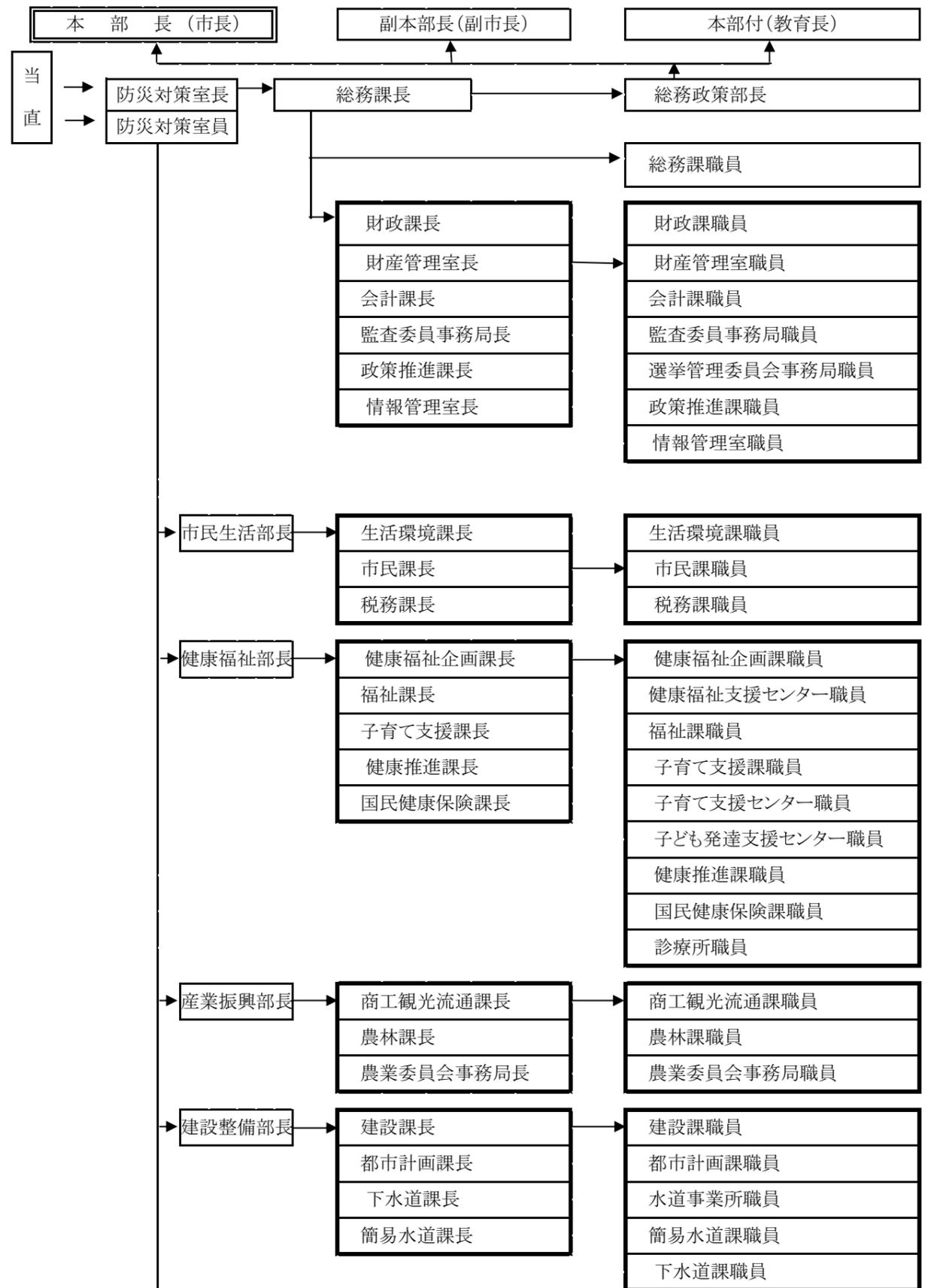
別表3

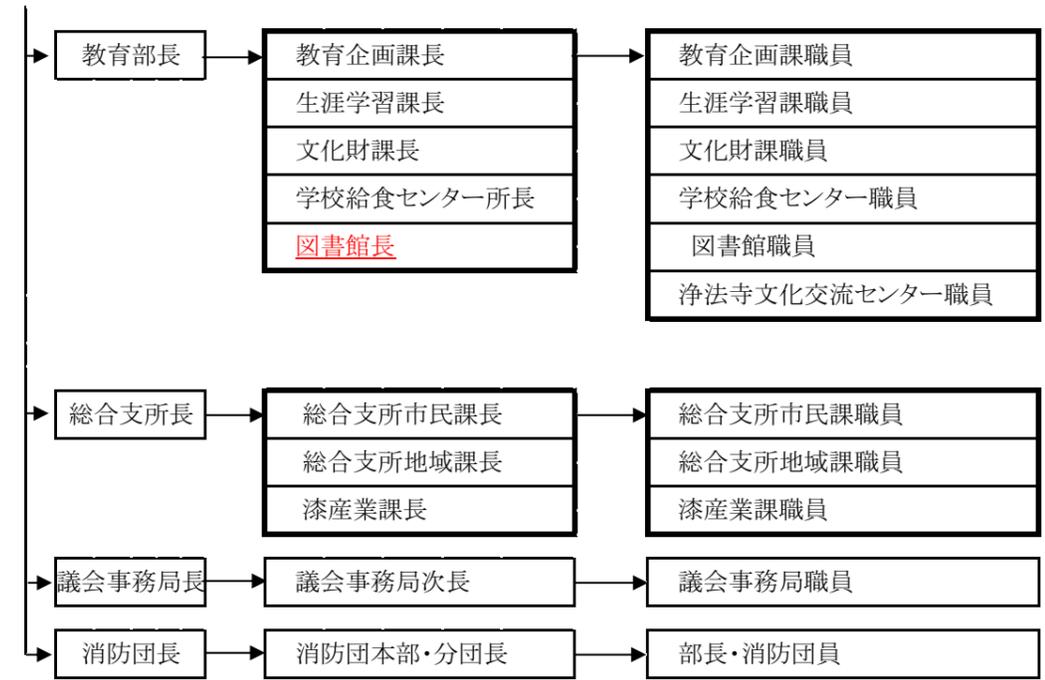
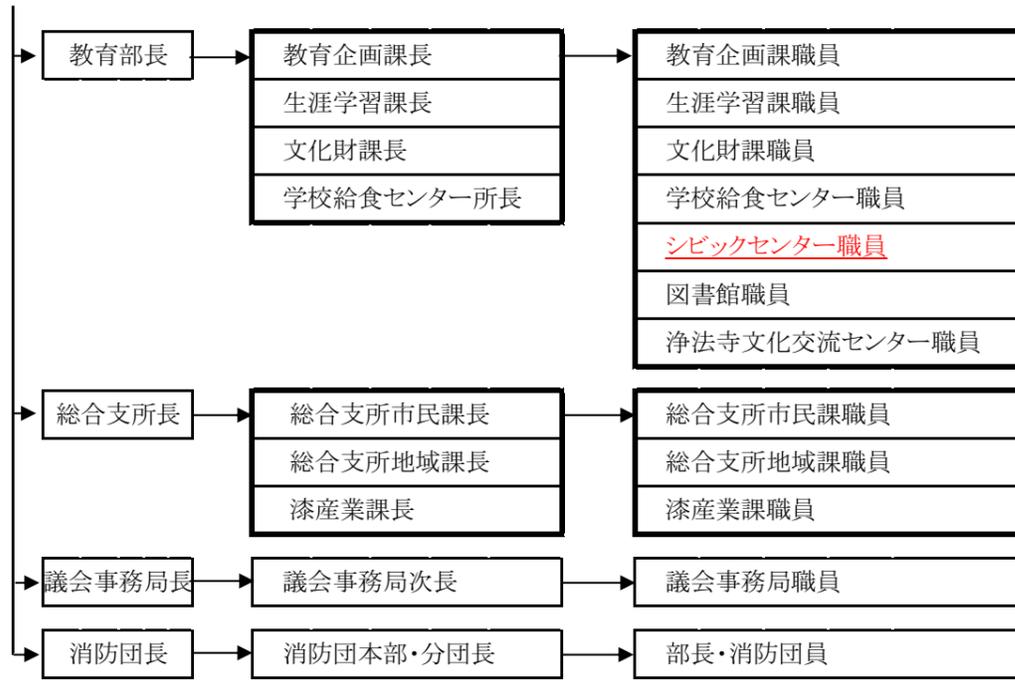
職員等動員系統図(主査以上配備・全職員配備体制)



別表3

職員等動員系統図(主査以上配備・全職員配備体制)





別表4

## 災害対策本部各部事務分掌

No.1

部名	班名	担当課	分掌事務
総務部	総務班	総務課	1 災害対策本部の各部の人員の把握及び調整に関する事
		財産管理室	2 職員の非常招集及び解除に関する事
			3 地方公共団体等に対する協力要請に関する事
			4 県等の職員派遣要請に関する事
			5 他の市町村の地域で発生した災害に係る相互応援に関する事
			6 自衛隊の災害派遣要請手続き及び受入措置に関する事
			7 庁舎等市有建物の被害調査及びその応急復旧の総括に関する事
			8 応急車両の集中管理及び配車並びに民間等の借り上げに関する事
			9 応急車両の燃料の確保に関する事
			10 物資の輸送計画に関する事
			11 電話等通信施設の確保に関する事
			12 その他、他部に属さない事項に関する事
	防災班	政策推進課	1 防災会議に関する事
		監査事務局	2 災害対策本部の設置及び運営に関する事
		選管事務局	3 災害対策本部本部員会議に関する事
		防災対策室	4 災害対策本部長の命令指示等の伝達に関する事
			5 災害対策本部の各部、各班との連絡調整に関する事
			6 気象予警報等の通知の受理及び関係機関への伝達に関する事
			7 災害の被害状況及び災害応急対策の実施状況の把握に関する事
			8 自主防災組織等との連絡調整に関する事
		9 消防活動全般に関する事	
		10 ヘリポートの確保に関する事	
		11 消防施設の被害調査に関する事	
		12 高圧ガス、火薬類等、危険物施設等の被害調査及び応急対策計画全般に関する事	
		13 警戒区域の設定に関する事	
		14 警戒区域、危険区域の巡視及び警戒に関する事	
		15 被災者の救助、救出に関する事	
		16 避難の勧告、指示、誘導、確認に関する事	
		17 行方不明者及び死者の捜索並びに収容に関する事	
		18 防災行政無線に関する事	
	19 災害対策基本法第65条第1項の規定による災害応急対策作業の従命令に関する事		
財務班	財政課	1 災害救助法に基づく緊急予算に関する事	
	会計課	2 応急対策予算の調整に関する事	
		3 災害対策関係等の会計に関する事	

別表4

## 災害対策本部各部事務分掌

No.1

部名	班名	担当課	分掌事務
総務部	総務班	総務課	1 災害対策本部の各部の人員の把握及び調整に関する事
		財産管理室	2 職員の非常招集及び解除に関する事
			3 地方公共団体等に対する協力要請に関する事
			4 県等の職員派遣要請に関する事
			5 他の市町村の地域で発生した災害に係る相互応援に関する事
			6 自衛隊の災害派遣要請手続き及び受入措置に関する事
			7 庁舎等市有建物の被害調査及びその応急復旧の総括に関する事
			8 応急車両の集中管理及び配車並びに民間等の借り上げに関する事
			9 応急車両の燃料の確保に関する事
			10 物資の輸送計画に関する事
			11 電話等通信施設の確保に関する事
			12 その他、他部に属さない事項に関する事
	防災班	政策推進課	1 防災会議に関する事
		監査事務局	2 災害対策本部の設置及び運営に関する事
		選管事務局	3 災害対策本部本部員会議に関する事
		防災対策室	4 災害対策本部長の命令指示等の伝達に関する事
			5 災害対策本部の各部、各班との連絡調整に関する事
			6 気象予警報等の通知の受理及び関係機関への伝達に関する事
			7 災害の被害状況及び災害応急対策の実施状況の把握に関する事
			8 自主防災組織等との連絡調整に関する事
		9 消防活動全般に関する事	
		10 ヘリポートの確保に関する事	
		11 消防施設の被害調査に関する事	
		12 高圧ガス、火薬類等、危険物施設等の被害調査及び応急対策計画全般に関する事	
		13 警戒区域の設定に関する事	
		14 警戒区域、危険区域の巡視及び警戒に関する事	
		15 被災者の救助、救出に関する事	
		16 避難の勧告、指示、誘導、確認に関する事	
		17 行方不明者及び死者の捜索並びに収容に関する事	
		18 防災行政無線に関する事	
	19 災害対策基本法第65条第1項の規定による災害応急対策作業の従命令に関する事		
財務班	財政課	1 災害救助法に基づく緊急予算に関する事	
	会計課	2 応急対策予算の調整に関する事	
		3 災害対策関係等の会計に関する事	

部名	班名	担当課	分掌事務	
総務政策部	広報班	議会事務局 情報管理室 <u>国体推進室</u>	1 災害対策本部員会議の記録に関すること	
			2 市民への災害状況及び災害応急対策実施状況等の伝達に関すること	
			3 災害の記録撮影及び整理保管に関すること	
			4 災害対策の記録整理に関すること	
			5 報道機関への発表及び広報の要請に関すること	
市民生活部	環境班	生活環境課 市民課 税務課	1 人的被害及び住家被害の状況調査及び応急対策に関すること	
			2 被災証明に関すること	
			3 市税の減免及び徴収猶予に関すること	
			4 県立以外の衛生施設の被害調査に関すること	
			5 塵芥の収集及びし尿の汲み取り処分に関すること	
			6 廃棄物の処理に関すること	
			7 清掃事業者との連絡調整に関すること	
			8 遺体収容所の開設、管理に関すること	
			9 遺体の処理、埋葬に関すること	
健康福祉部	福祉班	健康福祉企画課 福祉課 子育て支援課 子育て支援センター 子ども発達支援センター	1 県立以外の社会福祉施設の被害調査に関すること	
			2 市民の相談に関すること	
			3 ボランティア活動に関すること	
			4 避難所の設置及び運営に関すること	
			5 炊出計画及び実施に関すること	
			6 物資の供与又は貸与に関すること	
			7 施設入所者の安全確保措置及び施設の保全措置に関すること	
			8 救助物資及び義援金の保管、配分に関すること	
			9 応急復旧資金のあっせん等に関すること	
			10 災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用手続き事務に関すること及び同法に基づく救助の総括に関すること	
			11 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関すること	
			12 防疫活動全般に関すること	
	保健班	健康推進課 健康福祉支援センター 国民健康保険課 診療所	1 県立以外の医療施設の被害調査に関すること	2 医療及び助産に関すること
				3 救護所の設置に関すること
				4 市の医療機関による医療班の編成及び派遣に関すること
				5 他の医療機関に対する応援要請に関すること
				6 健康調査、保健指導及びこころのケアの実施に関すること
				7 被災住民、避難住民の衛生指導に関すること
				8 医薬品及び衛生資材の確保に関すること
				9 医師会への協力要請に関すること
				10 薬剤師会への協力要請に関すること
				11 受入れ可能病院の把握及び救急救護所の指定、開設に関すること

部名	班名	担当課	分掌事務	
総務政策部	広報班	議会事務局 情報管理室	1 災害対策本部員会議の記録に関すること	
			2 市民への災害状況及び災害応急対策実施状況等の伝達に関すること	
			3 災害の記録撮影及び整理保管に関すること	
			4 災害対策の記録整理に関すること	
			5 報道機関への発表及び広報の要請に関すること	
市民生活部	環境班	生活環境課 市民課 税務課	1 人的被害及び住家被害の状況調査及び応急対策に関すること	
			2 被災証明に関すること	
			3 市税の減免及び徴収猶予に関すること	
			4 県立以外の衛生施設の被害調査に関すること	
			5 塵芥の収集及びし尿の汲み取り処分に関すること	
			6 廃棄物の処理に関すること	
			7 清掃事業者との連絡調整に関すること	
			8 遺体収容所の開設、管理に関すること	
			9 遺体の処理、埋葬に関すること	
健康福祉部	福祉班	健康福祉企画課 福祉課 子育て支援課 子育て支援センター 子ども発達支援センター	1 県立以外の社会福祉施設の被害調査に関すること	
			2 市民の相談に関すること	
			3 ボランティア活動に関すること	
			4 避難所の設置及び運営に関すること	
			5 物資の供与又は貸与に関すること	
			6 施設入所者の安全確保措置及び施設の保全措置に関すること	
			7 救助物資及び義援金の保管、配分に関すること	
			8 応急復旧資金のあっせん等に関すること	
			9 災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用手続き事務に関すること及び同法に基づく救助の総括に関すること	
			10 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関すること	
			11 防疫活動全般に関すること	
			保健班	健康推進課 健康福祉支援センター 国民健康保険課 診療所
	3 救護所の設置に関すること			
	4 市の医療機関による医療班の編成及び派遣に関すること			
	5 他の医療機関に対する応援要請に関すること			
	6 健康調査、保健指導及びこころのケアの実施に関すること			
	7 被災住民、避難住民の衛生指導に関すること			
	8 医薬品及び衛生資材の確保に関すること			
	9 医師会への協力要請に関すること			
	10 薬剤師会への協力要請に関すること			
	11 受入れ可能病院の把握及び救急救護所の指定、開設に関すること			
	12 <u>炊出計画及び実施に関すること</u>			

部名	班名	担当課	分掌事務
産業振興部	農林班	農林課 農業委員会事務局	1 県管理以外の農作物の被害調査及び指導に関する事
			2 県管理以外の家畜等の被害調査に関する事
			3 県管理以外の農地農業用施設の被害調査及び応急復旧に関する事
			4 林道施設並びに市有林及び私有林の被害調査に関する事
			5 農道、林道の被害調査及び応急復旧に関する事
			6 県管理以外の水産施設の被害調査及びその対策に関する事
			7 農産物等防疫対策に関する事
			8 家畜、畜産物応急対策に関する事
			9 治山対策等の調査に関する事
			10 被害農業者に対する融資に関する事
	商工班	商工観光流通課	1 自然公園、観光施設の被害調査に関する事
			2 商工業関係施設の被害調査に関する事
			3 応急食料の調達に関する事
			4 被災中小企業者並びに勤労者への災害融資に関する事
			5 物価動向の調査に関する事
			6 商工会等商工団体との連絡調整に関する事
7 食料の確保とあっせんに関する事			
8 食料品取扱機関との連絡に関する事			
建設整備部	建設班	建設課 都市計画課	1 市管理の道路、橋りょう、河川、土石流の被害調査及び応急復旧に関する事
			2 急傾斜地の被害状況の取りまとめ及び指導に関する事
			3 市営住宅の被害調査及び応急修理に関する事
			4 市管理道路の交通規制及び応急復旧に関する事
			5 住宅の確保及び応急仮設住宅の建設に関する事
			6 応急仮設住宅の供与に関する事
			7 応急仮設住宅の建設に要する資材の調達に関する事
			8 応急仮設住宅の入居者の選考に関する事
			9 障害物の除去に関する事
			10 被災住宅の応急修理に関する事
			11 労務者及び技術者の確保に関する事
			12 都市施設等の被害調査及び応急復旧に関する事
			13 災害復旧資材等の調達及び輸送に関する事
			14 水防計画に関する事
			15 地すべり対策等の調査に関する事
			16 災害対策基本法に基づく区間指定を行う事

部名	班名	担当課	分掌事務
産業振興部	農林班	農林課 農業委員会事務局	1 県管理以外の農作物の被害調査及び指導に関する事
			2 県管理以外の家畜等の被害調査に関する事
			3 県管理以外の農地農業用施設の被害調査及び応急復旧に関する事
			4 林道施設並びに市有林及び私有林の被害調査に関する事
			5 農道、林道の被害調査及び応急復旧に関する事
			6 県管理以外の水産施設の被害調査及びその対策に関する事
			7 農産物等防疫対策に関する事
			8 家畜、畜産物応急対策に関する事
			9 治山対策等の調査に関する事
			10 被害農業者に対する融資に関する事
	商工班	商工観光流通課	1 自然公園、観光施設の被害調査に関する事
			2 商工業関係施設の被害調査に関する事
			3 応急食料の調達に関する事
			4 被災中小企業者並びに勤労者への災害融資に関する事
			5 物価動向の調査に関する事
			6 商工会等商工団体との連絡調整に関する事
7 食料の確保とあっせんに関する事			
8 食料品取扱機関との連絡に関する事			
建設整備部	建設班	建設課 都市計画課	1 市管理の道路、橋りょう、河川、土石流の被害調査及び応急復旧に関する事
			2 急傾斜地の被害状況の取りまとめ及び指導に関する事
			3 市営住宅の被害調査及び応急修理に関する事
			4 市管理道路の交通規制及び応急復旧に関する事
			5 住宅の確保及び応急仮設住宅の建設に関する事
			6 応急仮設住宅の供与に関する事
			7 応急仮設住宅の建設に要する資材の調達に関する事
			8 応急仮設住宅の入居者の選考に関する事
			9 障害物の除去に関する事
			10 被災住宅の応急修理に関する事
			11 労務者及び技術者の確保に関する事
			12 都市施設等の被害調査及び応急復旧に関する事
			13 災害復旧資材等の調達及び輸送に関する事
			14 水防計画に関する事
			15 地すべり対策等の調査に関する事
			16 災害対策基本法に基づく区間指定を行う事

部名	班名	担当課	分掌事務
建設整備部	水道班	水道事業所	1 上水道施設及び簡易水道施設の被害調査及び応急復旧に関する事
		簡易水道課	2 下水道施設等の被害調査及び応急復旧に関する事
		下水道課	3 被災世帯への応急給水の実施に関する事
			4 飲料用水等の供給確保に関する事
			5 飲料水等の水質検査並びに汚染水等の使用禁止、停止に関する事
			6 水道工事業者との協力要請に関する事
			7 給水応援の要請に関する事
教育部	教育班	教育企画課	1 小中学校施設の被害調査及び応急対策に関する事
		生涯学習課	2 教育施設の使用に関する事
		文化財課	3 教育職員の動員及び調整に関する事
		学校給食センター	4 学用品等の調達並びに応急教育に関する事
		シビックセンター	5 児童生徒の被害調査及び安全確保措置に関する事
		図書館	6 社会教育施設の被害調査及び応急復旧に関する事
		浄法寺文化交流センター	7 文化財の被害調査及び応急対策に関する事
			8 体育施設の被害調査及び応急対策に関する事
			9 学校給食施設の被害調査及び給食の応急対策に関する事
			10 青少年団体に対する協力要請に関する事
			11 施設利用者の安全確保措置に関する事
浄法寺総合支所	総合支所班	総合支所市民課	1 支所管轄内の災害の被害状況及び災害応急対策の実施状況の把握に関する事
		総合支所地域課	2 支所管轄内の防災行政無線に関する事
		漆産業課	3 支所管轄内の庁舎等市有建物の被害調査及びその応急復旧の総括に関する事
			4 支所管轄内の応急車両の集中管理及び配車並びに民間等の借り上げに関する事

※ 各班においては、相互協力・応援の上、円滑な事務の実施に努めること

部名	班名	担当課	分掌事務
建設整備部	水道班	水道事業所	1 上水道施設及び簡易水道施設の被害調査及び応急復旧に関する事
		簡易水道課	2 下水道施設等の被害調査及び応急復旧に関する事
		下水道課	3 被災世帯への応急給水の実施に関する事
			4 飲料用水等の供給確保に関する事
			5 飲料水等の水質検査並びに汚染水等の使用禁止、停止に関する事
			6 水道工事業者との協力要請に関する事
			7 給水応援の要請に関する事
教育部	教育班	教育企画課	1 小中学校施設の被害調査及び応急対策に関する事
		生涯学習課	2 教育施設の使用に関する事
		文化財課	3 教育職員の動員及び調整に関する事
		学校給食センター	4 学用品等の調達並びに応急教育に関する事
		図書館	5 児童生徒の被害調査及び安全確保措置に関する事
		浄法寺文化交流センター	6 社会教育施設の被害調査及び応急復旧に関する事
			7 文化財の被害調査及び応急対策に関する事
			8 体育施設の被害調査及び応急対策に関する事
			9 学校給食施設の被害調査及び給食の応急対策に関する事
			10 青少年団体に対する協力要請に関する事
			11 施設利用者の安全確保措置に関する事
浄法寺総合支所	総合支所班	総合支所市民課	1 支所管轄内の災害の被害状況及び災害応急対策の実施状況の把握に関する事
		総合支所地域課	2 支所管轄内の防災行政無線に関する事
		漆産業課	3 支所管轄内の庁舎等市有建物の被害調査及びその応急復旧の総括に関する事
			4 支所管轄内の応急車両の集中管理及び配車並びに民間等の借り上げに関する事

※ 各班においては、相互協力・応援の上、円滑な事務の実施に努めること

二戸市地域防災計画の一部修正の新旧対照表

現 行	改 正 案																						
<p>第2節 気象予報・警報等の伝達計画</p> <p>第1、2 (略)</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 気象予報・警報等の種類及び伝達</p> <p>(1) 気象予報・警報等の種類</p> <p>気象予報・警報等の種類及びその内容は、次のとおりである。</p> <p>(気象業務法に基づくもの)</p> <p>ア 情報の種類</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">種 類</th> <th style="width: 15%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">気象に関する情報</td> <td>気象の予報等について、<u>注意報・警報・特別警報</u>の発表に先立って注意を喚起する場合や<u>注意報・警報・特別警報</u>が発表された<u>場合において、その</u>後の経過や<u>予測</u>、防災上の注意を解説する場合等に発表する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">土砂災害警戒情報</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">竜巻注意情報</td> <td>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報で、竜巻注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに、1時間を有効期間として<u>県</u>単位で発表する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 注意報の種類と発表基準</p>	種 類	内 容	気象に関する情報	気象の予報等について、 <u>注意報・警報・特別警報</u> の発表に先立って注意を喚起する場合や <u>注意報・警報・特別警報</u> が発表された <u>場合において、その</u> 後の経過や <u>予測</u> 、防災上の注意を解説する場合等に発表する。	(略)		土砂災害警戒情報	(略)	竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報で、竜巻注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに、1時間を有効期間として <u>県</u> 単位で発表する。	<p>第2節 気象予報・警報等の伝達計画</p> <p>第1、2 (略)</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 気象予報・警報等の種類及び伝達</p> <p>(1) 気象予報・警報等の種類</p> <p>気象予報・警報等の種類及びその内容は、次のとおりである。</p> <p>(気象業務法に基づくもの)</p> <p>ア 情報の種類</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">種 類</th> <th style="width: 15%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">気象に関する情報</td> <td>気象の予報等について、<u>特別警報・警報・注意報</u>の発表に先立って注意を喚起する場合、<u>特別警報・警報・注意報</u>が発表された後の経過や<u>予想</u>、防災上の注意を解説する場合等に発表する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">土砂災害警戒情報</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(備考1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">竜巻注意情報</td> <td>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報で、竜巻注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに、1時間を有効期間として<u>内陸、沿岸北部、沿岸南部</u>単位で発表する。</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>備考1 大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、大雨注意報などの基準を暫定的に引き下げて運用することがある。</u></p> <p>イ 注意報の種類と発表基準</p>	種 類	内 容	気象に関する情報	気象の予報等について、 <u>特別警報・警報・注意報</u> の発表に先立って注意を喚起する場合、 <u>特別警報・警報・注意報</u> が発表された後の経過や <u>予想</u> 、防災上の注意を解説する場合等に発表する。	(略)		土砂災害警戒情報	(略)	(備考1)		竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報で、竜巻注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに、1時間を有効期間として <u>内陸、沿岸北部、沿岸南部</u> 単位で発表する。
種 類	内 容																						
気象に関する情報	気象の予報等について、 <u>注意報・警報・特別警報</u> の発表に先立って注意を喚起する場合や <u>注意報・警報・特別警報</u> が発表された <u>場合において、その</u> 後の経過や <u>予測</u> 、防災上の注意を解説する場合等に発表する。																						
(略)																							
土砂災害警戒情報	(略)																						
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報で、竜巻注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに、1時間を有効期間として <u>県</u> 単位で発表する。																						
種 類	内 容																						
気象に関する情報	気象の予報等について、 <u>特別警報・警報・注意報</u> の発表に先立って注意を喚起する場合、 <u>特別警報・警報・注意報</u> が発表された後の経過や <u>予想</u> 、防災上の注意を解説する場合等に発表する。																						
(略)																							
土砂災害警戒情報	(略)																						
(備考1)																							
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報で、竜巻注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに、1時間を有効期間として <u>内陸、沿岸北部、沿岸南部</u> 単位で発表する。																						

種 類		発 表 基 準
気 象 注 意 報	風雪注意報	(略)
	(略)	
	雷注意報 (備考1)	落雷等により災害が発生するおそれがあると予想される場合
	(略)	
	着雪注意報	著しい着雪により通信線、送電線、 <b>樹木</b> 等に被害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ (略)
	着氷注意報	著しい着氷により通信線、送電線、 <b>樹木</b> 等に被害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ (略)
(略)		
地面現象注意報 (備考2)	(略)	
浸水注意報 (備考2)	(略)	

備考1 発達した雷雲の下で発生することの多い突風やひょうによる災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。

2 地面現象注意報及び浸水注意報は、その注意事項を気象注意報に含めて行い、この注意報の標題は用いない。

3 大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、大雨注意報などの基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

ウ (略)

エ 特別警報の種類と発表基準

種 類		発 表 基 準
気 象 注 意 報	風雪注意報 (備考1)	(略)
	(略)	
	雷注意報 (備考2)	落雷等により災害が発生するおそれがあると予想される場合
	(略)	
	着雪注意報	著しい着雪により通信線、送電線、 <b>樹木</b> 等に被害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ (略)
	着氷注意報	著しい着氷により通信線、送電線、 <b>樹木</b> 等に被害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ (略)
(略)		
地面現象注意報 (備考3)	(略)	
浸水注意報 (備考3)	(略)	

備考1 強風による災害に加えて、雪を伴うことによる視程障害などによる災害のおそれについても注意を呼びかける。

2 発達した雷雲の下で発生することの多い突風やひょうによる災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。

3 地面現象注意報及び浸水注意報は、その注意事項を気象注意報に含めて行い、この注意報の標題は用いない。

4 大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、大雨注意報などの基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

ウ (略)

エ 特別警報の種類と発表基準

種 類		発 表 基 準
気 象 特 別 警 報	暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合 ○ (略)
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合 ○ 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合 <u>(備考2)</u>
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、警次の条件に該当する場合 ○ (略)
	大雪特別警報	大雪により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合 ○ (略)
(略)		
地面現象特別警報 (備考1)		(略)

備考

- 1 地面現象特別警報は、気象特別警報に含めて発表するため、この特別警報の標題は用いない。
- 2 実施に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等について過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて発表の判断をする。

オ (略)

カ 火山に関する予報・警報・情報の種類と内容

種 類	内 容
(略)	
噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から少し離れた所まで、 <u>または</u> 火口から居住地近くまでの広い範囲における火口周辺で警戒が必要な場合にその対象範囲と警戒事項を随時発表。
噴火予報	噴火警報を解除する場合、 <u>また</u> は火山活動が静穏（平常）な状態が続くことを知らせる場合にその旨を発表。
(略)	

種 類		発 表 基 準
気 象 特 別 警 報	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合 ○ (略)
	暴風雪特別警報 (備考1)	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合 ○ 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大雨特別警報 (備考2)	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、警次の条件に該当する場合 ○ (略)
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合 ○ (略)
(略)		
地面現象特別警報 (備考3)		(略)

備考1 暴風による重大な災害に加えて、雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害のおそれについても警戒を呼びかける。

2 大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。

3 地面現象特別警報は、気象特別警報に含めて発表するため、この特別警報の標題は用いない。

4 実施に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等について過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて発表の判断をする。

オ (略)

カ 火山に関する予報・警報・情報の種類と内容

種 類	内 容
(略)	
噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から少し離れた所まで、 <u>又</u> は火口から居住地近くまでの広い範囲における火口周辺で警戒が必要な場合にその対象範囲と警戒事項を随時発表。
噴火予報	噴火警報を解除する場合、 <u>又</u> は火山活動が静穏（ <u>活火山であることに留意</u> ）な状態が続くことを知らせる場合にその旨を発表。
(略)	

(水防法に基づくもの)

種類	内 容
(略)	
県管理河川避難判断水位情報	河川の水位が避難判断水位(はん濫注意水位を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。)に達したとき、洪水により川が氾濫し避難等が必要となるおそれがあることを発表するもの

(2) 伝達系統

気象予報・警報等の発表機関及び伝達系統は、次のとおりである。

種類	発表機関	伝 達 系 統
気象、洪水についての予報及び警報等並びに火災気象通報	盛岡地方气象台	<u>気象予報・警報伝達系統図(資料編3-2-2、図1~3)のとおり。</u> <u>土砂災害警戒情報伝達系統図は(資料編3-2-3)のとおり。</u>
地震に関する情報	<u>気 象 庁</u>	地震に関する情報伝達系統図(資料編3-2-4)のとおり。
(略)		
県管理河川避難判断水位情報	〃	〃
(略)		

(3)~(5) (略)

2 (略)

(水防法に基づくもの)

種類	内 容
(略)	
県管理河川氾濫危険水位情報	<u>河川の水位が氾濫危険水位(洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。)に達したとき、洪水により川が氾濫し避難等が必要となるおそれがあることを発表するもの</u>
県管理河川避難判断水位情報	河川の水位が避難判断水位(氾濫注意水位を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。)に達したとき、洪水により川が氾濫し避難等が必要となるおそれがあることを発表するもの

(2) 伝達系統

気象予報・警報等の発表機関及び伝達系統は、次のとおりである。

種類	発表機関	伝 達 系 統
気象、洪水についての予報及び警報等並びに火災気象通報	盛岡地方气象台	<u>気象予報・警報伝達系統図(資料編3-2-2、図1~3)のとおり。</u>
<u>土砂災害警戒情報</u>	<u>盛岡地方气象台及び岩手県</u>	<u>土砂災害警戒情報伝達系統図は(資料編3-2-3)のとおり。</u>
地震に関する情報	<u>気象庁及び盛岡地方气象台</u>	地震に関する情報伝達系統図(資料編3-2-4)のとおり。
(略)		
県管理河川氾濫危険水位情報	〃	〃
(略)		

(3)~(5) (略)

2 (略)

### 第3節 通信情報計画

第1 (略)

第2 実施要領

1～2

3 電気通信設備が利用できない場合の通信の確保

(1)～(4) (略)

(5) 自衛隊による通信支援

(略)

(6) 放送の利用

(略)

### 第3節 通信情報計画

第1 (略)

第2 実施要領

1～2

3 電気通信設備が利用できない場合の通信の確保

(1)～(4) (略)

(5) 東北総合通信局による通信支援

県本部長及び市町村本部長は、災害対策用移動通信機器及び災害発生による通信設備の電源供給停止時の応急電源(移動電源車)について、必要に応じ、東北総合通信局に貸与を要請する。

(6) 自衛隊による通信支援

(略)

(7) 放送の利用

(略)

第4節 情報の収集・伝達計画

第1 (略)

第2 実施機関（責任者）

実施機関	収集、伝達する災害情報の内容	(略)	(略)
	1 (略) 2 避難勧告・ <u>指示</u> の実施状況 3～20 (略)		

[市本部の担当]

様式 番号	報告種別	報告区分	被害調査・情報収集・ 報告担当		協力機関
			部	課	
(略)					
1-1	避難勧告・ <u>指示</u> の実施 状況報告		(略)	(略)	(略)
(略)					

第3 実施要領

1～2 (略)

3 (1)～(4) (略)

報告区分別系統図

様式	報告区分	報 告 系 統
(略)		
1-1	避難勧告 ・ <u>指示</u> の 実施状況 報告	(略)
(略)		

第4節 情報の収集・伝達計画

第1 (略)

第2 実施機関（責任者）

実施機関	収集、伝達する災害情報の内容	(略)	(略)
	1 (略) 2 避難勧告・ <u>避難指示(緊急)</u> の実施状況 3～20 (略)		

[市本部の担当]

様式 番号	報告種別	報告区分	被害調査・情報収集・ 報告担当		協力機関
			部	課	
(略)					
1-1	避難勧告・ <u>避難指示 (緊急)</u> の実施状況報 告		(略)	(略)	(略)
(略)					

第3 実施要領

1～2 (略)

3 (1)～(4) (略)

報告区分別系統図

様式	報告区分	報 告 系 統
(略)		
1-1	避難勧告 ・ <u>避難指 示(緊急)</u> の実施状 況報告	(略)
(略)		

第5節 広報広聴計画

第1 (略)

第2 実施機関(責任者)

実施機関		広報広聴活動の内容
市 本 部	総務政策部 広報班	1、2 (略) 3 市長等が実施した <u>避難準備情報、避難勧告、指示</u> 4～8 (略)
	(略)	
県 本 部		1、2 (略) 3 市長が実施した <u>避難勧告・指示、避難準備情報の発令</u> 4～14 (略)

実施機関	広報広聴活動の内容
(略)	
日本放送協会盛岡放送局	1、2 (略) <u>3</u> 災害の発生状況及び被害状況 <u>4</u> 各災害応急対策の実施状況
(略)	
(株)岩手日報社 (略)	<u>1</u> 災害発生状況及び被害状況 <u>2</u> 各災害応急対策の実施状況
(株)IBC岩手放送 (略)	1 (略) <u>2</u> 災害の発生状況及び被害状況 <u>3</u> 各災害応急対策の実施状況
(略)	

第3 実施要領

1 広報活動

(1) (略)

(2) 市民等に対する広報

ア (略)

イ 広報の優先順位

第5節 広報広聴計画

第1 (略)

第2 実施機関(責任者)

実施機関		広報広聴活動の内容
市 本 部	総務政策部 広報班	1、2 (略) 3 市長等が実施した <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)</u> 4～8 (略)
	(略)	
県 本 部		1、2 (略) 3 市長等が実施した <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)</u> 4～14 (略)

実施機関	広報広聴活動の内容
(略)	
日本放送協会盛岡放送局	1、2 (略) <u>3</u> <u>避難勧告等の情報</u> <u>4</u> 災害の発生状況及び被害状況 <u>5</u> 各災害応急対策の実施状況
(略)	
(株)岩手日報社 (略)	<u>1</u> <u>避難勧告等の情報</u> <u>2</u> 災害発生状況及び被害状況 <u>3</u> 各災害応急対策の実施状況
(株)IBC岩手放送 (略)	1 (略) <u>2</u> <u>避難勧告等の情報</u> <u>3</u> 災害の発生状況及び被害状況 <u>4</u> 各災害応急対策の実施状況
(略)	

第3 実施要領

1 広報活動

(1) (略)

(2) 市民等に対する広報

ア (略)

イ 広報の優先順位

災害広報は、発災後の時間経過、被害の拡大の状況等を考慮しながら、次の事項について、優先的に広報活動を行う。

- |                         |                   |
|-------------------------|-------------------|
| ・ 災害の発生状況               | ・ 給食、給水の実施        |
| ・ 災害発生時の注意事項            | ・ 毛布等の生活関連物資の配給   |
| ・ <u>避難準備情報、避難勧告・指示</u> | ・ 安否情報            |
| ・ 避難所、救護所の開設状況          | ・ ライフラインの応急復旧の見通し |
| ・ 道路及び交通情報              | ・ 生活相談の受付         |
| ・ 医療機関の被災情報及び活動状況       | ・ 各災害応急対策の実施状況    |
| ・ その他の生活関連情報            |                   |

ウ (略)

(3) (略)

2 (略)

災害広報は、発災後の時間経過、被害の拡大の状況等を考慮しながら、次の事項について、優先的に広報活動を行う。

- |   |                   |
|---|-------------------|
| ・ 災害の発生状況                                 | ・ 給食、給水の実施        |
| ・ 災害発生時の注意事項                              | ・ 毛布等の生活関連物資の配給   |
| ・ <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令状況</u> |                   |
| ・ 避難所、救護所の開設状況                            | ・ 安否情報            |
| ・ 道路及び交通情報                                | ・ ライフラインの応急復旧の見通し |
| ・ 医療機関の被災情報及び活動状況                         | ・ 生活相談の受付         |
| ・ その他の生活関連情報                              | ・ 各災害応急対策の実施状況    |

ウ (略)

(3) (略)

2 (略)

第7節 消防活動計画

第1、2 (略)

第3 実施要領

1 (略)

2 消防機関の長の措置

(1)～(3) (略)

(4) 避難対策活動

ア 消防機関の長は、あらかじめ、避難準備情報・避難勧告・指示の伝達、避難誘導、避難場所・避難路の防ぎよ等に係る活動計画を定める。

イ 避難準備情報・避難勧告・指示の伝達、避難誘導については、自主防災組織等との連携を図る。

ウ 避難準備情報の発令、避難勧告・指示がなされた場合においては、これを住民に伝達するとともに、火勢の状況等正しい情報に基づき、住民を安全な方向に誘導する。

エ、オ (略)

(5)、(6) (略)

3 (略)

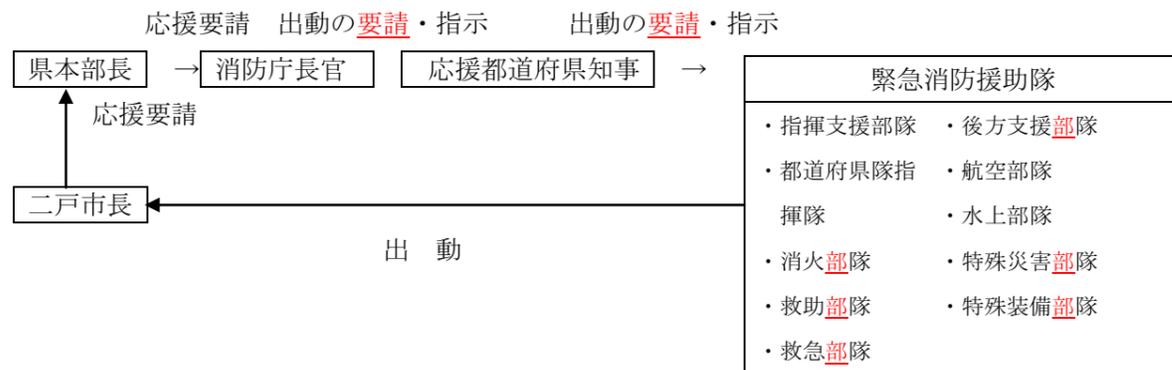
4 緊急消防援助隊

(1) (略)

(2) 緊急消防援助隊は、消防組織法第44条 緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画、緊急消防援助隊運用要綱並びに大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱の規定に基づき出動する。

(3)～(5) (略)

○ 緊急消防援助隊の出動



第7節 消防活動計画

第1、2 (略)

第3 実施要領

1 (略)

2 消防機関の長の措置

(1)～(3) (略)

(4) 避難対策活動

ア 消防機関の長は、あらかじめ、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)の伝達、避難誘導、避難場所・避難路の防ぎよ等に係る活動計画を定める。

イ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)の伝達、避難誘導については、自主防災組織等との連携を図る。

ウ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)の発令がなされた場合においては、これを住民に伝達するとともに、火勢の状況等正しい情報に基づき、住民を安全な方向に誘導する。

エ、オ (略)

(5)、(6) (略)

3 (略)

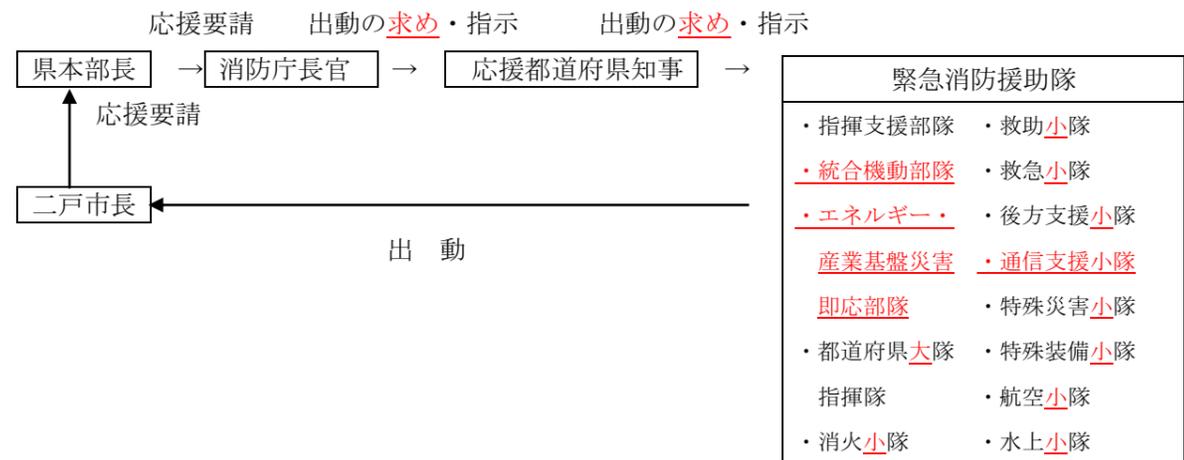
4 緊急消防援助隊

(1) (略)

(2) 緊急消防援助隊は、消防組織法第44条 緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画、緊急消防援助隊の運用に関する要綱並びに緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱の規定に基づき出動する。

(3)～(5) (略)

○ 緊急消防援助隊の出動



5 (略)

5 (略)

## 第9節 県、市町村等応援協力計画

第1、2 (略)

第3 実施要領

1 市町村の相互協力

(1) 相互応援

ア 市町村は、県内に地震・津波等による大規模な災害が発生した場合は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」〔資料編3-9-2〕に基づき、相互に応援協力する。

イ～オ (略)

(2) 相互応援協定の締結状況は、次のとおりである。

ア 大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定

内 容……県内における災害対策基本法第5条の2及び第67条第1項の規定  
(情報の収集、生活必需品物資資機材、救出・医療・防疫、車両、職員、収容施設のあっせん、その他の要請)

構成市町村……岩手県内の全市町村

締結年月日……平成8年10月7日

イ 大規模災害時の南部藩ゆかりの地相互応援協定

内 容……救援及び応急措置等の相互応援協定

構成市町村……山梨県 南部町、身延町

青森県 八戸市、七戸町、三戸町、南部町

岩手県 盛岡市、遠野市、二戸市

締結年月日……平成8年10月21日

ウ 岩手県防災ヘリコプター応援協定

内 容……県内市町村、消防の一部事務組合が防災ヘリコプターの応援を求めること  
について必要な事項を定める

構成市町村……岩手県と岩手県内の市町村、消防本部等 70団体

締結年月日……平成8年10月1日

エ 災害時における消防相互応援協定

内 容……近隣市町村の友好公助の協定 (消防組織法第21条)

火災防ぎよ・人命救助の為の資機材及び物資の提供と災害応急活動に必要な  
応援隊員・消防車両の派遣、費用負担

構成市町村……二戸市、一戸町、軽米町、九戸村、旧安代町、三戸町、田子町

締結年月日……昭和34年7月11日 締結分は廃止

平成9年5月1日改正

オ 災害時における相互応援に関する協定

## 第9節 県、市町村等応援協力計画

第1、2 (略)

第3 実施要領

1 市町村の相互協力

(1) 相互応援

ア 市町村は、県内に地震・津波等による大規模な災害が発生した場合は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」〔資料編3-9-1-1〕に基づき、相互に応援協力する。

イ～オ (略)

(2) 相互応援協定の締結状況は、次のとおりである。

9項目について、締結している。(相互応援協力の協定締結状況 資料編 3-9-1 )

内 容……応急給水、復旧のための職員の派遣  
応急給水及び復旧に必要な車両、資機材及び物資等の提供  
情報の収集及び提供

構成市町村……八戸圏域水道企業団、二戸市、洋野町（旧種市町）

締結年月日……平成 15 年 7 月 25 日改正

カ 災害時における相互応援に関する協定

内 容……応急給水、復旧のための職員の派遣  
応急給水及び復旧に必要な車両、資機材及び物資等の提供  
情報の収集及び提供

構成市町村……二戸市、一戸町、軽米町、九戸村

締結年月日……平成 17 年 8 月 15 日改正

キ 大規模災害時における八戸・久慈・二戸の三圏域に係る市町村相互応援に関する協定

内 容……県境を越えた市町村の友好公助の協定  
火災防ぎよ・人命救助の為に資機材及び物資の提供と災害応急活動に必要な応援隊員・消防車両の派遣、費用負担

構成市町村……二戸市、一戸町、軽米町、九戸村、八戸市、おいらせ町、三戸町、田子町、  
五戸町、南部町、階上町、新郷村、久慈市、洋野町、野田村、普代村

締結年月日……平成 19 年 6 月 27 日

ク 二戸市及び取手市災害時相互応援に関する協定

内 容……友好公助の協定  
救助、避難者の受入れ及び職員の派遣並びに生活必需品及び資機材の提供

構成市町村……茨城県取手市

締結年月日……平成 19 年 8 月 21 日

平成 24 年 7 月 13 日改正

平成 27 年 1 月 23 日改正

ケ 一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定

内 容……県内市町村、一部事務組合、広域連合が一般廃棄物処理業務の応援を求め  
ることについて必要な事項を定める。  
応援職員・車両等の派遣、費用負担

構成市町村……岩手県内の全市町村、一部事務組合、広域連合

締結年月日……平成 24 年 3 月 1 日

(3) (略)

2 (略)

3 団体等との協力

市本部長その他の防災関係機関は、その所管事務に係る団体等と、応援協定を締結するなど、災害時において、団体等の協力が得られる体制の整備に努める。

現在関係する団体等と応援協定について締結しているものは、次のとおりである。

(1) 災害時の医療救護活動に関する協定

(3) (略)

2 (略)

3 団体等との協力

市本部長その他の防災関係機関は、その所管事務に係る団体等と、応援協定を締結するなど、災害時において、団体等の協力が得られる体制の整備に努める。

現在関係する団体等と応援協定について締結しているものは、次のとおりである。

32 項目について、締結している。(相互応援協力の協定締結状況 資料編 3-9-1 )

<p>内 容……災害時の医療救護活動</p> <p>相 手 方……一般社団法人 二戸医師会</p> <p>締結年月日……昭和 63 年 12 月 5 日</p> <p>平成 10 年 4 月 27 日 一部変更（自主出動）</p>	
<p>(2) 大規模災害時における「緊急輸送用車両の優先提供」</p> <p>内 容……輸送車両の優先提供及び費用負担と災害補償</p> <p>相 手 方……ジェイアールバス東北(株)</p> <p>締結年月日……平成 9 年 7 月 3 日</p>	
<p>(3) 大規模災害時における「救助物資等の輸送車両の優先提供」</p> <p>内 容……輸送車両の優先提供及び費用負担と災害補償</p> <p>相 手 方……日本通運(株) 二戸営業支店</p> <p>締結年月日……平成 9 年 7 月 3 日</p>	
<p>(4) 大規模災害時における「道路障害物除去等応急対策活動」</p> <p>内 容……応急対策活動及び費用負担と災害補償</p> <p>相 手 方……岩手県建設業協会二戸支部</p> <p>締結年月日……平成 9 年 7 月 3 日</p>	
<p>(5) 大規模災害時における「水道施設の応急対策」</p> <p>内 容……水道施設の応急対策及び費用負担と災害補償</p> <p>相 手 方……二戸市水道工事店会</p> <p>締結年月日……平成 9 年 7 月 3 日</p>	
<p>(6) 大規模災害時における「応急薬品等の優先供給」</p> <p>内 容……薬品の優先供給及び費用負担と災害補償</p> <p>相 手 方……二戸市薬剤師会</p> <p>締結年月日……平成 9 年 7 月 3 日</p>	
<p>(7) 大規模災害時における「食料品の優先供給」</p> <p>内 容……食料品の優先供給及び費用負担と災害補償</p> <p>相 手 方……(株)ユニバース、(株)ジョイス</p> <p>締結年月日……平成 19 年 6 月 1 日</p>	
<p>(8) 大規模災害時における「生活必需品の優先供給」</p> <p>内 容……生活必需品の優先供給及び費用負担と災害補償</p> <p>相 手 方……(株)菅文</p> <p>締結年月日……平成 19 年 6 月 1 日</p>	
<p>(9) 災害時における「プロパンガス等の優先供給」</p> <p>内 容……プロパンガス等の優先供給及び費用負担と災害補償</p> <p>相 手 方……(一社)岩手県高圧ガス保安協会二戸支部</p> <p>締結年月日……平成 18 年 10 月 1 日</p>	
<p>(10) 大規模災害時における「石油類の優先供給」</p> <p>内 容……石油類の優先供給及び費用負担と災害補償</p>	

相手方……岩手県石油類協業組合二戸支部	
締結年月日……平成9年7月3日	
(11) 災害時における二戸市内郵便局、二戸市間の協力	
内 容……郵便事業の特別事務扱い及び救護対策と情報提供	
相手方……二戸市内郵便局代表 二戸郵便局長	
締結年月日……平成10年1月20日	
(12) 大規模災害時における物資等の輸送に関する協定	
内 容……物資等の緊急輸送及び費用負担と災害補償	
相手方……(公社)岩手県トラック協会二戸支部	
締結年月日……平成21年2月12日	
(13) 災害等緊急放送の実施に関する協定	
内 容……緊急放送及び費用負担	
相手方……カシオペア市民情報ネットワーク	
締結年月日……平成21年4月13日	
(14) 災害時における電力復旧のための拠点に関する協定	
内 容……電力復旧拠点使用及び費用負担と損害賠償	
相手方……東北電力(株)二戸営業所	
締結年月日……平成22年3月23日	
(15) 災害時の情報交換に関する協定	
内 容……情報交換及び災害対策現地情報連絡員の受入れ	
相手方……国土交通省東北地方整備局長	
締結年月日……平成22年3月31日	
(16) 災害時における応援協力	
内 容……障害物除去活動及び費用負担と災害補償	
相手方……二戸地方森林組合	
締結年月日……平成23年12月6日	
(17) 災害時における応援協力	
内 容……障害物除去活動及び費用負担と災害補償	
相手方……浄安森林組合	
締結年月日……平成23年12月6日	
(18) 災害時における「障害物除去応急対策活動」	
内 容……障害物除去活動及び費用負担と災害補償	
相手方……二戸市建友会	
締結年月日……平成23年12月6日	
(19) 災害時における「水道施設の応急対策」	
内 容……水道施設応急復旧活動及び費用負担と災害補償	
相手方……二戸市水道工事業協同組合	
締結年月日……平成23年12月6日	

<p><u>(20) 災害時における「食料品等の優先供給」</u></p> <p>内 容……食料品等の優先供給及び費用負担と災害補償</p> <p>相 手 方……(株)薬王堂</p> <p>締結年月日……平成 23 年 12 月 6 日</p> <p><u>(21) 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定</u></p> <p>内 容……福祉避難所の設置運営及び費用負担</p> <p>相 手 方……(福)いつつ星会、(福)共生会、(福)桂泉会、(福)麗沢会</p> <p>締結年月日……平成 27 年 3 月 19 日</p>	<p>4、5 (略)</p>
<p>4、5 (略)</p>	<p>4、5 (略)</p>

## 第11節 防災ボランティア活動計画

第1、2 (略)

第3 実施要領

1 (略)

2 防災ボランティアの受入れ

日赤二戸市地区等及び市社協は、災害時において防災ボランティアの受付を行い、次の事項についてオリエンテーションを行う。

(略)

3、4 (略)

## 第11節 防災ボランティア活動計画

第1、2 (略)

第3 実施要領

1 (略)

2 防災ボランティアの受入れ

ア 市本部長は、社会福祉協議会、被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。

イ 日赤二戸市地区等及び市社協は、災害時において防災ボランティアの受付を行い、次の事項についてオリエンテーションを行う。

(略)

3、4 (略)

## 第14節 避難・救出計画

### 第1 基本方針

- 1 災害発生時において、市民等の生命、身体の安全を確保するため、迅速かつ的確に避難勧告及び指示並びに屋内での待避等の安全確保措置の指示のほか、避難行動要支援者その他の特に避難行動に時間を要するものに対して、早めの段階で避難準備（避難行動要支援者避難）情報（以下、本節中「避難勧告等」という。）を伝達するとともに、避難支援従事者の安全を確保しながら、避難誘導を行う。
- 2、3 （略）

### 第2 （略）

### 第3 実施要領

#### 1 避難勧告等

##### （1）避難勧告等の実施及び報告

- （略）
- （略）
- 市本部長は、台風等の接近に伴う災害の発生又は夜間及び早朝における災害の発生等が予測される場合には、住民に対する避難準備及び自主的な避難並びに避難行動要支援者等に対する避難行動の開始を促すため、早めの段階で避難準備情報を発令することを検討する。
- 市本部長は、避難時の周囲の状況等により避難のため立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる。
- （略）

（略）

##### （2）（略）

##### （3）避難勧告等の周知

###### ア 地域住民等への周知

## 第14節 避難・救出計画

### 第1 基本方針

- 1 災害発生時において、市民等の生命、身体の安全を確保するため、迅速かつ的確に避難勧告及び避難指示（緊急）並びに屋内での待避等の安全確保措置の指示のほか、避難行動要支援者その他の特に避難行動に時間を要するものに対して、早めの段階で避難準備・高齢者等避難開始（以下、本節中「避難勧告等」という。）を伝達するとともに、避難支援従事者の安全を確保しながら、避難誘導を行う。
- 2、3 （略）

4 市は、避難勧告等の発令が円滑に行えるよう、様々な災害発生状況を考慮した実践的な訓練を実施する。

### 第2 （略）

### 第3 実施要領

#### 1 避難勧告等

##### （1）避難勧告等の実施及び報告

- （略）
  - （略）
  - 市本部長は、台風等の接近に伴う災害の発生又は夜間及び早朝における災害の発生等が予測される場合には、住民に対する避難準備及び自主的な避難並びに避難行動要支援者等に対する避難行動の開始を促すため、早めの段階で避難準備・高齢者等避難開始を発令することを検討する。
  - 市本部長は、避難時の周囲の状況等により避難のため立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、屋内での待避や近隣のより安全な建物への「緊急的な避難」等の安全確保措置を指示することができる。
  - （略）
  - 県は、台風等、災害の発生が予想される場合には、盛岡地方気象台、岩手河川国道事務所、専門家等による「風水害対策支援チーム」を設置する。同チームは、市町村の避難勧告等の発令状況を確認するとともに、チーム内で情報や知見を共有し、避難勧告等の対象となる市町村及び助言内容を検討する。
  - 県は、「風水害対策支援チーム」で検討した、避難勧告等発令を判断するための情報や助言内容等について、市町村長等へ伝達する。
  - （略）
- （2）（略）
- （3）避難勧告等の周知
- ア 地域住民等への周知

（ア）市は、台風接近時等において、大雨の予報等が発表された段階から、災害の危険が去るまで

(ア) 実施責任者は、避難勧告等の内容を、直接の広報（防災行政無線、広報自動車等）又は広報媒体（ラジオ、テレビ等）によって、直ちに、地域住民等への周知徹底を図る。

また、観光施設等の不特定多数の者が集まる場所にあってもあらかじめ、伝達体制を整備し、直ちに、来訪者に周知徹底を図る。

(イ) 避難勧告等の周知に当たっては、障がい者・高齢者・外国人等の避難行動要支援者の住居を個別に巡回するなど、避難行動要支援者に配慮した方法を併せて実施する。

(ウ) 観光客、外国人等の市外からの来訪者に対する避難勧告等の周知に当たっては、あらかじめ、案内板や避難標識等により表示し、避難対策の徹底に努める。

(エ) 緊急を要する場合のほかは、あらかじめ、警告を発し、住民等に避難のための準備をさせる。

(オ) 避難勧告等に使用する信号の種類及び内容は、次のとおりとする。

(略)

(4)～(11) (略)

## 2 警戒区域の設定

(1) (略)

### (2) 警戒区域設定の周知

#### ア 地域住民等への周知

実施責任者は、警戒区域設定の内容を、直接の広報（防災行政無線、広報自動車等）又は広報媒体（ラジオ、テレビ）により、地域住民等への周知徹底を図るとともに、ロープ等によりこれを明示する。

イ (略)

3 (略)

## 4 避難場所の開設

○ (略)

○ (略)

## 5 避難所の設置、運営

### (1) 避難所の設置

○ (略)

○ 市本部長は、避難所の設置に当たっては、在宅の要配慮者に配慮した環境の確保に努める。

(指定避難所一覧 資料編 3-14-4 福祉避難所一覧 資料編 3-14-5)

の間、避難勧告等発令の今後の見通し、発令時にとるべき避難行動について、逐次、住民や要配慮者利用施設の管理者に対して伝達する。

(イ) 実施責任者は、避難勧告等の内容を、市町村防災行政無線をはじめ、Ｌアラート、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用によって、直ちに、地域住民等への周知徹底を図る。

また、観光施設等の不特定多数の者が集まる場所にあってもあらかじめ、伝達体制を整備し、直ちに、来訪者に周知徹底を図る。

(ウ) 実施責任者は、災害の種別に応じた避難勧告等の伝達文をあらかじめ作成しておく。

(エ) 避難勧告等の周知に当たっては、障がい者・高齢者・外国人等の避難行動要支援者の住居を個別に巡回するなど、避難行動要支援者に配慮した方法を併せて実施する。

(オ) 観光客、外国人等の市外からの来訪者に対する避難勧告等の周知に当たっては、あらかじめ、案内板や避難標識等により表示し、避難対策の徹底に努める。

(カ) 緊急を要する場合のほかは、あらかじめ、警告を発し、住民等に避難のための準備をさせる。

(キ) 避難勧告等に使用する信号の種類及び内容は、次のとおりとする。

(略)

(4)～(11) (略)

## 2 警戒区域の設定

(1) (略)

### (2) 警戒区域設定の周知

#### ア 地域住民等への周知

実施責任者は、警戒区域設定の内容を、市町村防災行政無線をはじめ、Ｌアラート、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用により、地域住民等への周知徹底を図るとともに、ロープ等によりこれを明示する。

イ (略)

3 (略)

## 4 避難場所の開設

○ (略)

○ (略)

○ 市は、避難場所の開設を地域の自主防災組織や自治会等に委託するなど、迅速な開設に努める。

## 5 避難所の設置、運営

### (1) 避難所の設置

○ (略)

○ 市本部長は、福祉避難所を開設するなど、要配慮者に配慮した環境の確保に努める。

(指定避難所一覧 資料編 3-14-4 福祉避難所一覧 資料編 3-14-5)

- (略)
- (略)
- (略)
- (略)

(2) 避難所の運営

(略)

- 市本部長は、避難所における生活が長期化すると認められる場合は、避難者の協力を得ながら、次の措置をとる。

ア～ケ (略)

(略)

(3)～(4) (略)

6 (略)

7 避難所以外の在宅避難者に対する支援

(1) 在宅避難者の把握

- 市本部長は、自宅その他の避難所以外の場所にいる者であって、ライフラインや物流の途絶により物資及び食料の調達並びに炊事が困難となる等、被災により日常生活を営むことが困難な者（以下「在宅避難者」という。）の人数、必要とする支援等を早期に把握する。
- 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の安否等の確認に努め、把握した情報を市本部長に提供する。

(2) 在宅避難者に対する支援

- 市本部長は、市役所（支所、出張所等）における配布や在宅避難者がいる集落又は避難所の巡回により物資の支給を行う。
- 市本部長は、在宅避難者に対し、物資や食料の配布の広報の実施、被災者生活支援に関する情報提供等必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。
- 在宅避難者に対する広報や情報提供は、在宅避難者が適切に情報を得られるよう、活用する媒体に配慮する。

8～9 (略)

- (略)
- (略)
- (略)
- (略)

○ 市は、避難所の開設を地域の自主防災組織や自治会等に委託するなど、迅速な開設に努める。

(2) 避難所の運営

(略)

- 市本部長は、避難所における生活が長期化すると認められる場合は、避難者の協力を得ながら、次の措置をとる。

ア～ケ (略)

ク 市本部長は、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努める。

(略)

(3)～(4) (略)

6 (略)

7 避難所以外の在宅避難者に対する支援

(1) 在宅避難者等の把握

- 市本部長は、自宅、車中その他の避難所以外の場所にいる者であって、ライフラインや物流の途絶により物資及び食料の調達並びに炊事が困難となる等、被災により日常生活を営むことが困難な者（以下「在宅避難者等」という。）の人数、必要とする支援等を早期に把握する。
- 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の安否等の確認に努め、把握した情報を市本部長に提供する。

(2) 在宅避難者等に対する支援

- 市本部長は、市役所（支所、出張所等）における配布や在宅避難者等がいる集落又は避難所の巡回により物資の支給を行う。
- 市本部長は、在宅避難者等に対し、物資や食料の配布の広報の実施、被災者生活支援に関する情報提供等必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。
- 在宅避難者等に対する広報や情報提供は、在宅避難者等が適切に情報を得られるよう、活用する媒体に配慮する。

8～9 (略)

第15節 医療・保健計画

第1 基本方針

1～3 (略)

4 被災者の心身両面にわたる健康を維持するため、保健指導及びこころのケアを実施する。

5 動物愛護の観点から、被災した愛玩動物の救護対策を、関係機関・団体との連携の下に、迅速かつ適切に講じる。

第2 実施機関 (責任者)

実施機関	担 当 業 務
(略)	
県 本 部	1～5 (略) 6 他の医療機関に対する応援要請
(略)	

[市本部の担当]

部	班	担 当 業 務
(略)		
健康福祉部	(略)	(略)
	保 健 班	1～4 (略) 5 他の医療機関に対する応援要請 6 健康調査、保健指導及びこころのケアの実施 7 医薬品、医療資機材の調達及びあっせん 8 避難所の栄養管理活動
(略)		

第3 初動医療体制

1～5 (略)

6 広域災害・救急医療情報システムの整備

(1) (略)

(2) 関係機関は、県広域災害・応急医療情報システムにより、次の内容の情報の収集及び提供を行う。

ア 発災直後情報 (傷病者の受入可否)

イ 医療機関の機能の状況 (手術受入情報、透析患者受入情報)

第15節 医療・保健計画

第1 基本方針

1～3 (略)

4 精神医療の初動体制を確立し、県内の災害派遣精神医療チーム (以下、本節中「岩手DPAT」という。)、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携の下に、迅速かつ適切な精神医療活動を行う。

5 被災者の心身両面にわたる健康を維持するため、保健指導及びこころのケアを実施する。

6 動物愛護の観点から、被災した愛玩動物の救護対策を、関係機関・団体との連携の下に、迅速かつ適切に講じる。

第2 実施機関 (責任者)

実施機関	担 当 業 務
(略)	
県 本 部	1～5 (略) 6 <u>精神科医療機関に係る岩手DPATの編成、派遣</u> 7 他の医療機関に対する応援要請
(略)	

[市本部の担当]

部	班	担 当 業 務
(略)		
健康福祉部	(略)	(略)
	保 健 班	1～4 (略) 5 <u>岩手DPATの派遣要請</u> 6 他の医療機関に対する応援要請 7 健康調査、保健指導及びこころのケアの実施 8 医薬品、医療資機材の調達及びあっせん 9 避難所の栄養管理活動
(略)		

第3 初動医療体制

1～5 (略)

6 広域災害・救急医療情報システムの整備

(1) (略)

(2) 関係機関は、国の広域災害救急医療情報システム (EMIS) により、各都道府県における前記の情報の収集及び提供のほか、DPATの派遣等に関する情報の収集及び提供を行う。

ア 発災直後情報 (傷病者の受入可否)

イ 医療機関の機能の状況 (手術受入情報、透析患者受入情報)

ウ ライフラインの状況（電気、水道、ガス）

エ 受入患者の状況（重症患者数、中等症患者数）

オ 患者転送情報（重症患者数、広域搬送可能患者数、中等症患者数）

(3) 関係機関は、国の広域災害・救急医療情報システム（EMIS）により、各都道府県における前記の情報の収集及び提供のほか、DMATの派遣等に関する情報の収集及び提供を行う。

第4～6 (略)

第7 災害中長期における医療体制

1 健康管理活動の実施

(1)～(2) (略)

(3) 健康管理活動班は、おおむね、次の業務を行う。

ア (略)

イ 避難所における被災者に対する健康教育

ウ、エ (略)

2 (略)

[災害時における医療・健康管理活動の流れ] (イメージ)

第8～10 (略)

医療・健康管理活動の情報連絡系統図

別紙のとおり修正

ウ ライフラインの状況（電気、水道、ガス）

エ 受入患者の状況（重症患者数、中等症患者数）

オ 患者転送情報（重症患者数、広域搬送可能患者数、中等症患者数）

第4～6 (略)

第7 災害中長期における医療体制

1 健康管理活動の実施

(1)～(2) (略)

(3) 健康管理活動班は、おおむね、次の業務を行う。

ア (略)

イ 避難所や車中等で過ごしている被災者に対する健康教育

ウ、エ (略)

2 (略)

[災害時における医療・精神医療・健康管理活動の流れ] (イメージ)

歯科医療救護班

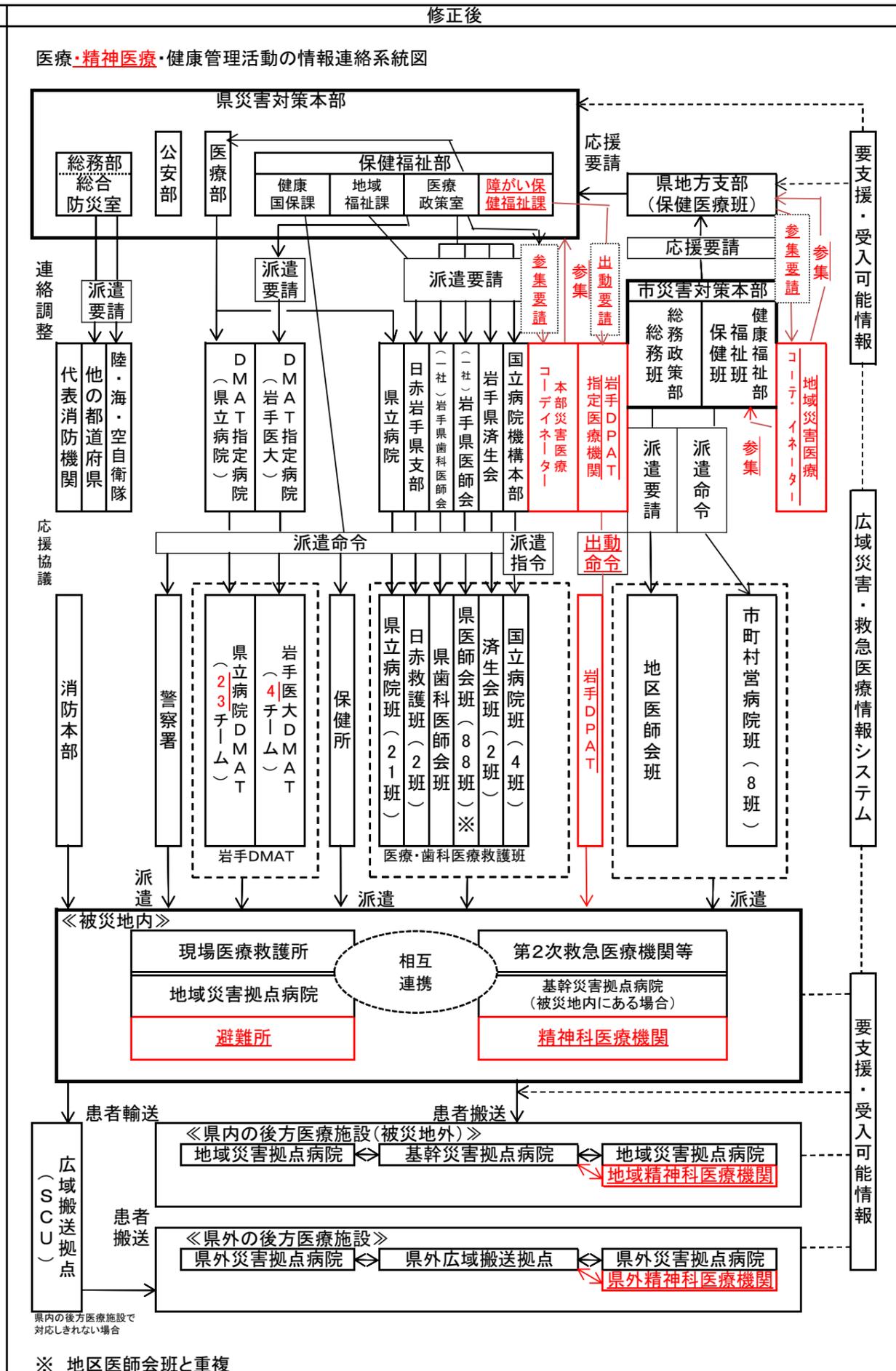
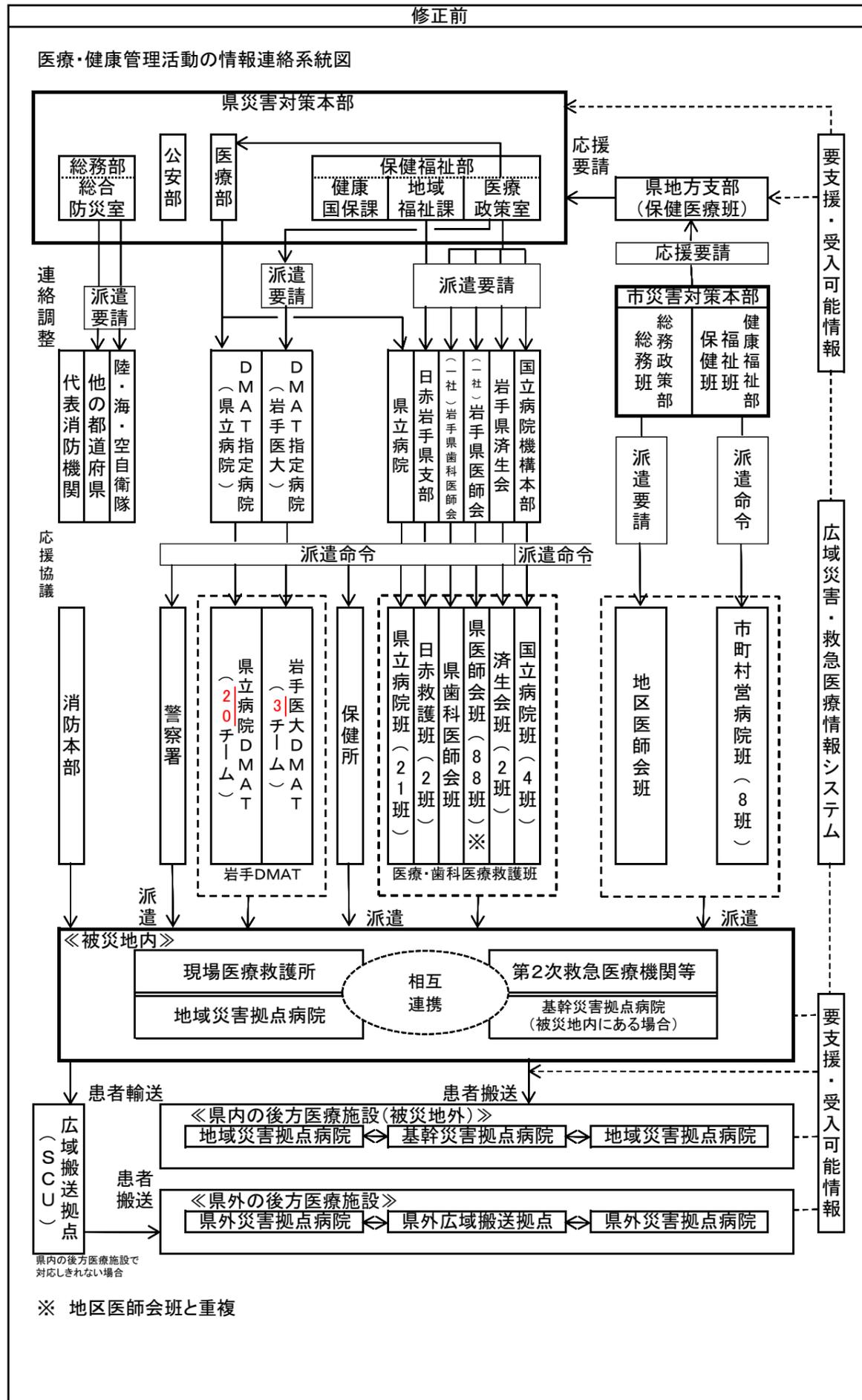
口腔ケア活動班

精神医療措置 (図中に追加)

第8～10 (略)

医療・精神医療・健康管理活動の情報連絡系統図

別紙のとおり修正



二戸市地域防災計画の一部修正の新旧対照表

現 行	改 正 案																											
第 16 節 食料、生活必需品等供給計画	第 16 節 食料、生活必需品等供給計画																											
第 1 (略)	第 1 (略)																											
第 2 実施機関 (責任者)	第 2 実施機関 (責任者)																											
(略)	(略)																											
[市本部の担当]	[市本部の担当]																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">部</th> <th style="width: 10%;">班</th> <th style="width: 80%;">担 当 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>福 祉 班</td> <td>                     1 災害救助法による物資及び食料供給事務の総括                      2 障がい者に係る日常生活用具、補装具等の調達及びあっせん                      3 被服、寝具、プロパンガス等の調達及びあっせん                      4 物資の需給に係る連絡調整  <u>5</u> 炊出しの計画及び実施  <u>6</u> 避難所における食料品、生活必需品等の需要の把握の総括                 </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	部	班	担 当 業 務	(略)			健康福祉部	福 祉 班	1 災害救助法による物資及び食料供給事務の総括 2 障がい者に係る日常生活用具、補装具等の調達及びあっせん 3 被服、寝具、プロパンガス等の調達及びあっせん 4 物資の需給に係る連絡調整 <u>5</u> 炊出しの計画及び実施 <u>6</u> 避難所における食料品、生活必需品等の需要の把握の総括	(略)			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">部</th> <th style="width: 10%;">班</th> <th style="width: 80%;">担 当 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>福 祉 班</td> <td>                     1 災害救助法による物資及び食料供給事務の総括                      2 障がい者に係る日常生活用具、補装具等の調達及びあっせん                      3 被服、寝具、プロパンガス等の調達及びあっせん                      4 物資の需給に係る連絡調整  <u>5</u> 避難所における食料品、生活必需品等の需要の把握の総括                 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>保 健 班</td> <td><u>1</u> 炊出しの計画及び実施</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	部	班	担 当 業 務	(略)			健康福祉部	福 祉 班	1 災害救助法による物資及び食料供給事務の総括 2 障がい者に係る日常生活用具、補装具等の調達及びあっせん 3 被服、寝具、プロパンガス等の調達及びあっせん 4 物資の需給に係る連絡調整 <u>5</u> 避難所における食料品、生活必需品等の需要の把握の総括		保 健 班	<u>1</u> 炊出しの計画及び実施	(略)		
部	班	担 当 業 務																										
(略)																												
健康福祉部	福 祉 班	1 災害救助法による物資及び食料供給事務の総括 2 障がい者に係る日常生活用具、補装具等の調達及びあっせん 3 被服、寝具、プロパンガス等の調達及びあっせん 4 物資の需給に係る連絡調整 <u>5</u> 炊出しの計画及び実施 <u>6</u> 避難所における食料品、生活必需品等の需要の把握の総括																										
(略)																												
部	班	担 当 業 務																										
(略)																												
健康福祉部	福 祉 班	1 災害救助法による物資及び食料供給事務の総括 2 障がい者に係る日常生活用具、補装具等の調達及びあっせん 3 被服、寝具、プロパンガス等の調達及びあっせん 4 物資の需給に係る連絡調整 <u>5</u> 避難所における食料品、生活必需品等の需要の把握の総括																										
	保 健 班	<u>1</u> 炊出しの計画及び実施																										
(略)																												
第 3 (略)	第 3 (略)																											

## 第 29 節 林野火災応急対策計画

第 1、2 (略)

第 3 実施要領

1、2 (略)

3 消防機関の長の措置

(1)～(3) (略)

(4) 避難対策活動

ア 消防機関の長は、あらかじめ、避難勧告・指示の伝達、避難誘導、避難場所・避難路の防ぎよ等に係る活動計画を定める。

イ 避難勧告・指示の伝達、避難誘導については、自主防災組織等との連携を図る。

ウ 避難勧告・指示がなされた場合においては、これを住民に伝達するとともに、火勢の状況等正しい情報に基づき、住民を安全な方向に誘導する。

エ、オ (略)

(5)、(6) (略)

## 第 29 節 林野火災応急対策計画

第 1、2 (略)

第 3 実施要領

1、2 (略)

3 消防機関の長の措置

(1)～(3) (略)

(4) 避難対策活動

ア 消防機関の長は、あらかじめ、避難勧告、避難指示(緊急)の伝達、避難誘導、避難場所・避難路の防ぎよ等に係る活動計画を定める。

イ 避難勧告、避難指示(緊急)の伝達、避難誘導については、自主防災組織等との連携を図る。

ウ 避難勧告、避難指示(緊急)がなされた場合においては、これを住民に伝達するとともに、火勢の状況等正しい情報に基づき、住民を安全な方向に誘導する。

エ、オ (略)

(5)、(6) (略)

第 32 節 広域防災拠点活動計画

第 1 (略)

第 2 広域防災拠点の開設等

(略)

1 開設基準

災害の種類	開設基準
(略)	
火山災害	<u>噴火警報（居住地域）のうち噴火警戒レベル4以上（噴火警戒レベルが運用されている火山に限る。）又は噴火警報（居住地域）が発表（噴火警戒レベルが運用されていない火山を除く。）され、</u> 県災害対策本部全職員配備（3号）が発令された場合
(略)	

2～4 (略)

第 3 広域防災拠点

1 後方支援拠点

被災地により近い場所で被災地支援を担うために、前線基地として、被災地で活動する「人」「物」「情報」に関する機能を有する防災拠点を配置する。

(1)、(2) (略)

第 32 節 広域防災拠点活動計画

第 1 (略)

第 2 広域防災拠点の開設等

(略)

1 開設基準

災害の種類	開設基準
(略)	
火山災害	<u>噴火警報（居住地域）が発表（噴火警戒レベルが運用されている火山は噴火警戒レベル4以上）され、</u> 県災害対策本部全職員配備（3号）が発令された場合
(略)	

2～4 (略)

第 3 広域防災拠点

1 後方支援拠点

被災地により近い場所で被災地支援を担うために、前線基地として、被災地で活動する「人」「物」「情報」に関する機能を有する公園や道の駅などの防災拠点を配置する。

(1)、(2) (略)